

**令和３年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和２年度分)**

**令和３年８月
武蔵野市教育委員会**

目 次

1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について..	1
2	武蔵野市教育委員会教育目標	2
3	令和2年度武蔵野市教育委員会の基本方針	3
	【基本方針1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進	4
	【基本方針2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成	5
	【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	6
	【基本方針4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進	8
	【基本方針5】 学校経営の改善・充実	8
	【基本方針6】 学校施設の確実な整備	9
	【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実	10
	【基本方針8】 歴史文化の継承と創造	12
	【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす	13
4	令和2年度各課重点事業の点検・評価	15
5	点検・評価に関する有識者からの意見	41
6	資料	48
	(1) 教育委員会名簿	48
	(2) 令和2年度教育委員会定例会及び臨時会における審議内容	48

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

○概要

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、これを公表している。

これは、本市教育委員会が毎年定める教育目標及び基本方針で示した施策の方向性と照らし合わせ、点検・評価するとともに、今後の取組について明示するものである。

また、その際には、教育に関し学識経験を有する方からの意見を反映するものとする。

○点検及び評価の対象

令和2年度の重点事業を対象とする。重点事業とは、主に次のものとする。

- (1) 新規事業
- (2) 継続事業のうち規模を拡大した事業
- (3) その他の継続事業のうち、特色ある事業、予算規模の大きい事業など、特に報告の必要がある事業

○点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等の総括にあたっては、学識経験者の意見を聴取し、活用するものとする。
- (3) 教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめ報告書を作成する。報告書は市議会に提出するとともに、公表する。

2 武蔵野市教育委員会教育目標

(1) 武蔵野市民のための教育を進めるにあたって

武蔵野市の教育は、人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、人間性豊かに生きる市民の育成、社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成及び我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を願って進めます。

武蔵野市においては、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、意欲をもって取り組む人間を育成する教育を重視します。

武蔵野市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に市民のための教育行政の推進に努めます。

(2) 武蔵野市教育委員会の教育目標

武蔵野市教育委員会は、子どもたちが、自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となることを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう社会教育を充実させ、学校教育と合わせ、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

3 令和2年度武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

【基本方針】

- 1 個性の伸長と市民性を高める教育の推進
- 2 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成
- 3 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- 4 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進
- 5 学校経営の改善・充実
- 6 学校施設の確実な整備
- 7 生涯学習・スポーツ事業の充実
- 8 歴史文化の継承と創造
- 9 図書館の力を高め地域に活かす

【基本方針 1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進

一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にしよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

○人権教育や多様性を認め合う教育の推進

多様な背景をもつ子どもたちが共に学ぶ学校において、互いに違いを認め尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう、全教育活動を通じて人権教育を推進します。また、研究校を指定し、多様な人々とかかわる学習活動や体験活動を一層推進するとともに、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、国際理解や障害者理解、ボランティア・マインドの育成に努めます。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図り、子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるようにするとともに、いのちを大切にする心や思いやりの心等の豊かな人間性の育成を目指します。

○いじめ防止の推進

「武蔵野市いじめ防止基本方針」を踏まえて、家庭、地域、関係機関との行動連携を図りながら、各学校のいじめ対策委員会を中心に組織的に、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を行います。特に、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等による面談を実施するなどして子どもたちの様子の把握に努めます。また、「SOS の出し方に関する教育」の実施等、身近な人に助けを求めることの大切さを指導するとともに、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

○武蔵野市民科の実施

子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む「武蔵野市民科」の学習を実施します。各学校が作成した教科等横断的な武蔵野市民科カリキュラム案をもとに試行を行うとともに、武蔵野市民科についての保護者等への周知に取り組みます。併せて、研究校を指定するとともに、引き続き武蔵野市民科カリキュラム検討委員会を設置して、各学校の取組内容等を共有し、カリキュラム案の改善・充実を図ります。

○長期宿泊体験活動の効果的な実施

長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）は、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決する意欲や態度を培うために実施している本市の特色ある教育活動であり、さらなる充実を図っていきます。

そのため、今年度は、長期宿泊体験活動検討委員会を設置し、新学習指導要領の全面実施及び武蔵野市民科との関連も視野に入れながら、活動内容や運営のあり方等、より効果的な実施のための検討を進めます。

基本方針１による重点事業

- ・ 人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進（指導課）
- ・ 武蔵野市民科の実施（指導課）

【基本方針２】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

新学習指導要領の全面実施にあたり、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を図ります。

また、すべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力を育むよう、理数教育をはじめとして各教科等の学習を確実に進めるとともに、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントに各学校が主体的に取り組み、教育の質的向上を図るよう支援します。

○言語活動の充実

すべての学びの基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科をはじめとして教育活動全体に、記録や要約、発表や討論などの活動を計画的に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動の推進を図ります。そのために、各教科等において、基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得を図るとともに、探究的な活動や協働的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。また、子どもたち一人一人についての理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

加えて、校内の言語環境の整備に努めるとともに、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

○英語教育の充実

言語の働きや文化の理解、英語を使って自分の思いや考えを伝える力、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するため、小学校英語をテーマとした研究校の２年間の研究成果を生かすとともに、小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、ALT（外国語指導助手）と学級担任（または教科担任）によるチーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、授業改善を進めます。また、中学校の英語科とのスムーズな接続を図り、英語力のさらなる向上を目指します。

○学校図書館を有効活用した教育の推進

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、

子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりできるよう、学校図書館サポーターによる支援を充実させます。また、朝読書や読書週間など各学校の創意工夫を奨励したり、読書の動機付け指導などの取組を推進したりして、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。併せて、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

○情報モラル教育の推進

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で、子どもの発達段階に応じ、意図的・計画的に身に付けさせます。子どもたちにとって身近な存在である SNS の利用などスマートフォンをはじめとする携帯情報通信端末の様々な課題に対しては、SNS 東京ルールを踏まえた学校や家庭でのルールづくり等を通して、家庭や地域との連携を図りつつ、安全かつ適切に利用できる力を身に付けさせます。

○ICT を活用した授業の実施・促進

教員が電子黒板やタブレット PC、校内無線 LAN 等の効果的な活用をさらに図るとともに、子どもたちが ICT を授業で活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり、深めたりするような学習活動を充実させます。また、引き続き、ICT サポーターによる授業支援を進めます。

○論理的思考・プログラミング的思考の育成

観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの科学的な見方や考え方を育てます。また、子どもたちの実態に応じた様々な工夫を行うとともに、効果的に習熟度別指導を実施することにより、子どもたち一人一人の数学的な見方や考え方の育成を図ります。さらに、生涯学習事業との連携を図り、理科や算数・数学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

また、プログラミング的思考を育むため、各小学校が、研究校の成果を生かし、年間指導計画の作成及び計画的かつ効果的な学習活動を行います。

基本方針 2 による重点事業

- ・言語能力の育成（指導課）

【基本方針 3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、一人一人の教育的ニーズに応じることを目指した連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を推進します。また、教育機会確保法を踏まえて、安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、多様な学びの場の確保を進めます。子ども自身や保護者の状態に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

○特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、合理的配慮を行います。また、就学相談や就学支援シートなどにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を開催し、必要な調査研究や協議を行います。

○特別支援教育における多様な学びの場の整備

発達に障害のある生徒への指導支援の充実を図るため、第二中学校を拠点校として、市立全中学校に特別支援教室を開設します。小学校の特別支援教室については、拠点校を増設することにより、拠点校と児童の在籍校との連携を維持強化し、対象児童の増加に対応できる体制づくりを進めます。

特別支援学級については、都立特別支援学校や療育機関との連携や ICT 機器の導入などにより、指導支援体制を強化します。

○交流及び共同学習の推進

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の機会を拡充するため、交流共同学習支援員の配置を進めます。また、特別支援教育に関する情報発信を行うことにより、児童生徒、保護者、教職員、地域住民の理解促進を図ります。

○不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒への支援の充実を図るため、家庭と子どもの支援員や全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置拡充を行います。また、不登校児童生徒の教育的ニーズに柔軟に対応するため、チャレンジルームの指導環境の充実を図るとともに、新しい学びの場づくりやフリースクールとの連携を進めます。教職員や保護者の不登校に関する理解促進も進めます。

○切れ目のない相談支援体制づくり

発達、いじめ、虐待など、子どもや家庭に関する多様な課題に対応するため、学校、市派遣相談員、都スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して、組織的な教育相談体制の充実を図ります。

また、学校、帰国・外国人教育相談室、関係支援機関が連携し、日本語を母語としない児童生徒と保護者への相談支援を進めます。

基本方針 3 による重点事業

- ・ 特別支援教育における多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進（教育支援課）
- ・ 不登校児童生徒への支援の充実（教育支援課）

【基本方針 4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進

子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、自らの生活や身近な環境を振り返り、健康や安全に関する課題を発見し、進んで解決しようとする力や態度を育成するよう、指導の充実を図ります。また、安全を確保するための体制や環境の整備に努めます。

○安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けるために、防犯教育（セーフティ教室等）、交通安全教育（交通安全教室等）、防災教育（地域と連携した防災訓練等）の充実を図ります。また、「むさしの学校緊急メール」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さらに、防犯カメラ等により通学路の安全性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

○体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、体力向上、健康づくりの取組を充実させるとともに、全小・中学校のオリンピック・パラリンピック教育の取組を一層支援します。また、運動能力の向上を図るため、モデル校を指定するとともに、子どもたちの運動意欲を高める体育の授業改善を推進します。さらに、外遊びや一校一取組など各学校の特色を生かした取組を奨励し、日常的な運動習慣の形成に努めます。加えて、様々な大会への参加を促し、運動意欲の向上を図ります。

○食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、（一財）武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、地域の協力も得ながら、学校給食を通じた食育を充実させます。令和3年度中に稼働予定である新学校給食桜堤調理場における食育機能について、具体的な検討を進めます。

基本方針 4 による重点事業

- ・ 新学校給食桜堤調理場の整備（教育支援課）

【基本方針 5】 学校経営の改善・充実

学校における働き方改革を推進するとともに、新学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立し、子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めることにより、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進するよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信するとともに、双方向の意見交流を深め、学校・家庭・地域が各々主体性を発揮し、

連携・協働するための仕組みづくりに取り組みます。

○主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、校内研究や互いに授業を見合う機会の設定など学校における OJT を積極的に推進するとともに、若手教員や臨時的任用教員の実践的指導力の向上を図るため、教育アドバイザー等による支援を一層充実します。さらに、今年度は、「深い学び」をテーマとする教育課題研究開発校を 2 校指定し、研究成果を教員が共有するよう努めます。

また、教育推進室による教育情報の分析・提供の充実に努め、学校運営の担い手である教員の指導力や新たな課題への対応力の向上を図ります。

○学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進

学校の教育目標を地域・家庭と共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校・家庭・地域の三者が連携・協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方を検討します。併せて、地域コーディネーターを中核とした学校・家庭・地域の組織的な協働のあり方を検討します。そのために、市教育委員会から学校の現状について積極的に情報発信するとともに、学校・家庭・地域それぞれの課題を共有する機会を設定します。

○学校における働き方改革の推進

「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」に基づき全校に導入した出退勤システムにより、働き方の見直しに向けた教員の意識改革を進めるとともに、定時退勤日の実施や長期休業中の学校閉庁日の拡大などを図ります。

また、授業や生活指導の質の向上を図るために、市講師の配置を拡大して教員の業務量を軽減するとともに、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や地域コーディネーターによる地域人材の紹介・調整機能の拡充等に努めます。

さらに、引き続き、中学校部活動のあり方について検討を進めるとともに、大会等への引率も可能な部活動指導員を全中学校に配置します。

基本方針 5 による重点事業

- ・ 主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上（指導課）
- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進（指導課）
- ・ 学校における働き方改革の推進（指導課）

【基本方針 6】 学校施設の確実な整備

子どもたちが安全で不安のない学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備、充実に努めます。また、学校給食を安定的に供給するため、学校給食桜堤調理場を改築します。

○児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、学校の改築を着実に進めます。個別校の改築にあたっては、学校関係者、保護者、地域住民、教育委員会等による懇談会を設置し、アンケートやワークショップ、説明会等を通じ、幅広く多様な意見を聞きながら検討します。

また、改築するまでの施設についても、計画的な予防保全を継続するとともに、児童・生徒数の増加や教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保します。

○新学校給食桜堤調理場の整備

児童生徒数の増加に対応して学校給食を安定的に供給するため、最新の学校給食衛生管理基準を踏まえつつ、災害時の炊出しを支援する機能も備えた新学校給食桜堤調理場の建設を着実に進めます。

基本方針6による重点事業

- ・児童増・災害・老朽化への対応と学校改築の計画的な推進（教育支援課）
- ・新学校給食桜堤調理場の整備（教育支援課）

【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実

年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人ひとりが自主的に学び、学んだことを他者に伝える（学びおくり）機会を充実することにより、生涯学習を通じたまちづくりを推進します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック国際大会を契機として、市民のスポーツ活動や多様な文化活動の振興に取り組み、大会後もレガシーとして生涯学習事業に生かします。

○学び始める機会の提供

高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は学ぶにあたり配慮が必要な場合があるため、「ラーニング・フォー・オール」（学びを全ての人々に）を掲げ、共生社会の実現を念頭に、それぞれの求めるものや障壁の程度を考慮しながら、必要なサポートを推進し、また、積極的な情報提供や動機付け支援等を推進します。

土曜学校やむさしのサイエンスフェスタ、武蔵野地域自由大学等で、多様な市民ニーズや社会の要請を考慮し、新しい時代のテーマを積極的に取り上げ、学びの機会を提供します。

○学びを広げ、他者をつなげる活動の支援

武蔵野地域五大学との連携により、学内で大学生と一緒に学ぶ寄付講座や大学正規科目のほか、市民ニーズを勘案して毎年、内容をアレンジする共同講演会、共同教養講座、自由大学講座等を引き続き実施するとともに、さらに学びを掘り下げることのできる場の創出を検討します。

また、社会教育関係団体の登録増加と活性化のために、今後の社会教育関係団体への支

援のあり方を検討し、他の生涯学習関係団体を含めて団体相互が協力・連携できる仕組みについて検討します。

○「学びをおくる」生涯学習社会の推進

既に学んだことを他者、コミュニティ、地域、社会、あるいは次の世代へ伝えること（学びおくり）は、自分の学びを深めるだけでなく、学んだことを地域で生かすことにより、生涯学習社会の推進にもつながるため、講座やイベントに参加した人が、これから学ぼうとする人をサポートできるような仕組みについて検討します。また、将来の地域の担い手の育成のため、土曜学校等の青少年向けの既存事業における受講生等について、学びの成果を地域に生かせるような仕組みを検討します。

○市民の芸術・文化活動の支援

市民のだれもが芸術文化を享受し、人間性豊かな市民文化が創造・発展するように、武蔵野市文化振興基本方針に基づき、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作活動の場の拡充に努めます。その一環として、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の育成を図り、市民の芸術文化活動を支援します。

また、市民にとっての文化の享受と発信において、（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習事業団の活動が寄与することがますます期待されます。両事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るため、統合に向けた取り組みを支援します。

○誰もがスポーツを楽しめる社会の実現

障害のある人や、子育て世代の人、勤労世代の人であっても、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実と、一人ひとりの興味・体力・ライフスタイル等に応じた多様な施策の展開を図ります。スポーツが、健康づくりはもとより、人としての成長や仲間づくりにつながるよう、継続のための取り組みを推進します。

○地域スポーツの支援

スポーツによる地域の活性化と体力向上を促進するため、学校施設を活用した気軽に楽しめるスポーツの紹介や、学校と連携した児童・生徒のスポーツ活動支援の充実を図ります。

また、市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図ります。さらに、隣接する公共施設の整備状況を勘案しながら、旧桜堤小学校跡地を利用したスポーツ広場の設置を検討します。

○スポーツ活動振興の方策

スポーツへの関心や興味が高まる東京 2020 オリンピック・パラリンピック国際大会の開催を契機とし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらず全ての市民がス

スポーツを楽しむことができる機会を創出、充実していきます。

学校教育との連携では、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上と、障害者や障害者スポーツへの理解促進を目指します。

武蔵野市体育協会、(公財)武蔵野生涯学習振興事業団等と連携し、競技スポーツや気軽にできるレクリエーションスポーツ、障害者スポーツと、多様な市民要望に対応したスポーツプログラムの充実を図ります。また、安心してスポーツを楽しむための環境づくりや施設整備を進めます。

武蔵野市スポーツ振興計画の改定のための準備や、総合体育館等の大規模工事を見据えて、市民意識調査を行います。

基本方針7による重点事業

- ・すべての人が学びやすい環境づくり（生涯学習スポーツ課）
- ・すべての人がスポーツを楽しむことができる機会の創出（生涯学習スポーツ課）
- ・総合体育館及び市営プールのあり方の検討（生涯学習スポーツ課）

【基本方針8】 歴史文化の継承と創造

市民に武蔵野の歴史を理解してもらうため、武蔵野ふるさと歴史館において、常設展をはじめ、新たな視点に立った企画展、体験講座、講演会等を行うことにより、歴史文化の継承と創造をしていきます。

また、歴史公文書については、選別、移管、保存に取り組み、資料を広く公開し、文化財については、市指定文化財への指定などにより、保護・普及に努めます。そして、これらの資料等の利活用などにより、次世代への地域の歴史文化の継承に寄与します。

○文化財の保護・普及

本市では、先人たちの築いてきた歴史や文化を大切にし、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に努めてきました。市天然記念物の保存を補助し、市指定文化財の指定などにも取り組んでいきます。特に、市指定文化財の修復・整備を行います。

さらに、民俗資料については、収集基準に基づき、収集資料の価値を確認する作業を行い、適切な保存及び活用等に努めます。

○歴史公文書の保存と公開

歴史公文書は、民主主義における人々の自由と権利の象徴であり、過去を未来へと繋ぐことができる市民に貴重な財産であるため、今年度は、広く歴史公文書を公開し、活用していただくために、検索のインデックスとなる目次づくり（階層化）に取り組めます。

また、公文書専門員（アーキビスト）を中心とした、公文書管理体制の整備にも取り組めます。

○武蔵野ふるさと歴史館の充実

中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した翻訳された英文資料に基づき、専門的研究・分析等を行うとともに、新たな資料の収集に努めます。

また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関との連携を図っていきます。高校生ボランティア制度、大学生のための学芸員実習、大学院生等のためのフェローシップ（特別研修員）制度、主に成人教育となる歴史館大学等により、生涯を通じて歴史館で学ぶ仕組み作りを整備します。

若年層等への周知促進のため、フェイスブック、ツイッターの活用をさらに進めます。併せて、専門的な知識を持ったボランティアや、他施設との連携を図ります。

基本方針 8 による重点事業

- ・ 歴史公文書の利活用の推進（生涯学習スポーツ課）
- ・ 文化財の指定、整備と周知、広報（生涯学習スポーツ課）

【基本方針 9】 図書館の力を高め地域に活かす

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献します。

○図書館施設・機能の充実

超高齢化社会や障害者差別解消法対応などを意識し、すべての利用者が使いやすく安全な施設提供を目指します。また、図書館サービス向上と業務の効率化のため、図書館情報システムを更新し、図書館サービスを支える基本機能の充実を図ります。

○質の高いサービスを支える体制整備

「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機づけ、デジタルな表現手段の活用、地域が抱える課題を発掘しその解決支援に取り組むなど、従来からの図書館業務の枠を越えた新たな専門性を持つ職員を育成していくため、長期的な視点に立って人材育成計画を改定します。

中央図書館の今後の管理運営形態については、中央図書館の今後の方向性、武蔵野プレイスや吉祥寺図書館の指定管理者制度導入に関する評価、国の政策などを十分に把握した上で、適切なあり方を検討します。

○地域の情報拠点としての情報の蓄積

インターネット時代も変わらない図書資料の持つ価値を市民に提供するため、引き続き多様性や持続性を重視した資料収集を行います。

地域の情報拠点として図書館資料の充実を図るため、現在の蔵書構成を評価し、3館の個性に沿った資料収集の強化、新刊ベストセラーの複本購入の抑制など必要な蔵書方針の見直しを行います。また、オンラインデータベースなど、利用者の多様な学びや課題解決に資することが期待できるデジタル情報について研究を進めます。

○図書館の活用と情報収集の支援

インターネットが急激に普及していく中でも変わらない読書の感動や発見の喜びを伝えるため、世代にあわせた情報提供や事業を行います。また、利用登録者の半数近くが市外居住者となっていることから、資料の予約サービスや閲覧席などのスペース利用について、市民への適切な行政サービスの提供という視点から改善に取り組めます。

生涯学習や市民団体の活動が活発な本市の特徴を活かし、これらの活動を支援する様々な情報提供に取り組み、市民の学びなおしや市民活動の充実を支援します。

○市民の学びと課題解決の支援

知る楽しみをより多くの方に知っていただけるよう、体験型事業の実施などレファレンスサービスの普及に努めます。

また、図書館資料を活用して地域の課題解決に携わっている行政の他部署や地域の団体などと協力・連携し、市民の課題解決を支援します。

○子どもたちの読書活動の充実

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。本市における子どもの読書活動を総合的に推進するため、学校や関係各課と連携して子ども読書活動推進計画を改定します。

基本方針9による重点事業

- ・ 図書館情報システム更新（図書館）
- ・ 中央図書館の運営形態の検討と専門人材の育成・強化（図書館）
- ・ 蔵書方針の見直しと情報発信力の強化（図書館）
- ・ 市民への適切なサービス水準確保策の検討及び実施（図書館）
- ・ 第2次子ども読書活動推進計画の策定（図書館）

4 令和2年度各課重点事業の点検・評価

「武蔵野市教育委員会教育目標及び令和2年度武蔵野市教育委員会の基本方針について」（令和2年2月5日議決）や第三期学校教育計画、第二期生涯学習計画、第2期図書館計画等の個別計画を踏まえ、以下の主要な事業について、進捗状況を定期的に把握しながら実施した。

	新規	事業名	基本方針番号									担当課	頁
			1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1		児童増・災害・老朽化への対応と学校改築の計画的な推進										教育企画課	16
2		人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進										指導課	17
3		武蔵野市民科の実施										指導課	19
4		言語能力の育成										指導課	20
5		主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上										指導課	21
6		学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進										指導課	23
7		学校における働き方改革の推進										指導課	24
8		特別支援教育における多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進										教育支援課	25
9		不登校児童生徒への支援の充実										教育支援課	27
10		新学校給食桜堤調理場の整備										教育支援課	28
11		すべての人が学びやすい環境づくり										生涯学習スポーツ課	29
12		すべての人がスポーツを楽しむことができる機会の創出										生涯学習スポーツ課	30
13		総合体育館及び市営プールのあり方の検討										生涯学習スポーツ課	32
14		歴史公文書の利活用の推進										生涯学習スポーツ課	32
15		文化財の指定、整備と周知、広報										生涯学習スポーツ課	34
16		図書館情報システム更新										図書館	35
17		中央図書館の運営形態の検討と専門人材の育成・強化										図書館	36
18		蔵書方針の見直しと情報発信力の強化										図書館	37
19		市民への適切なサービス水準確保策の検討及び実施										図書館	37
20		第2次子ども読書活動推進計画の策定										図書館	38

■新型コロナウイルス感染症への対応

39

※各項目の丸数字はそれぞれ対応しています。

新	事業 1	児童増・災害・老朽化への対応と学校改築の計画的な推進	基本方針No.6
			教育企画課
計	画	名	第三期学校教育計画、学校施設整備基本計画
計画の重点事業			学校改築の計画的な推進
施策の趣旨・概要			児童・生徒数の増加や教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、計画的な学校改築と施設保全整備を実施する。
令和元年度までの取組状況			平成 27 年 5 月に武蔵野市学校施設整備基本方針、令和 2 年 3 月に武蔵野市学校施設整備基本計画を策定した。
令和2年度の課題			① 第一中学校及び第五中学校の改築基本計画について、関係者や地域の意見を適切に反映することが必要である。また、年度内に基本設計・実施設計の事業者を選定する必要がある。 ② 老朽化した施設のメンテナンスを適切に実施する必要がある。 ③ 児童・生徒数の増加に対応した教育環境の確保が必要である。
設定目標			① 第一中学校及び第五中学校の改築に向け、それぞれ改築懇談会を設置し多様な意見を聞きながら、基本計画を年内を目途に策定する。 ② 更新期を迎えているが未着手の給排水管の改修計画を策定する。また、現在対応中の雨漏り等について原因究明のうえ必要な改修を実施する。 ③ 井之頭小学校普通教室増設工事と大野田小学校増築棟避難用スロープ設置工事を完了させる。
実績			① 第一中学校及び第五中学校の改築懇談会を開催し、また学区内在住者への説明会を実施し、それぞれの意見を聞きながら改築基本計画を策定した。また、基本設計・実施設計の事業者選定プロポーザルを実施し、優先交渉権者を決定した。 ② 未更新の給排水管の劣化調査を実施した。調査結果に基づき、令和3年度から3年間で改修を完了させる方針を決めた。また、第五小学校北校舎の雨漏りへの対応として屋上防水工事を実施した。さらに、施設整備員による点検を試行した。 ③ 井之頭小学校普通教室増設工事と大野田小学校増築棟避難用スロープ設置工事が完了した。
評価			① 改築基本計画において、新たな学校施設の配置、規模及び事業スケジュール等与条件の整理を行うことができた。

	②③ 設定目標を達成することができた。
今後の取組の方向性	① 令和3年度より、改築基本計画に基づき第一中学校及び第五中学校の基本設計・実施設計に着手する。基本設計策定にあたっては、改築懇談会、学校関係者及び庁内関係部署の意見を聞きながら進める。 ② 給排水管等施設の根幹となる部位の劣化保全整備を実施するとともに、学校施設の日常的なメンテナンスを適切に実施するため、施設整備員を増員し点検・修繕体制を充実させる。 ③ 児童増及び小学校 35 人学級導入により引き続き学級数が増加する。諸室の普通教室への転用や校舎増築により必要な教室数を確保する。

	事業 2	人権教育や多様性を認め合う教育といじめ防止の推進	基本方針No.1
			指導課
計画名	第三期学校教育計画		
計画の重点事業	人権教育の推進		
施策の趣旨・概要	多様な背景をもつ子どもたちが、互いに違いを認め尊重し合うことの大切さを学び、誰もが偏見や差別、いじめを受けることなく生活できるようにするため、全教育活動を通じて人権教育や多様性を認め合う教育を推進する。		
令和元年度までの取組状況	各校、人権教育全体計画及び年間指導計画を基に人権教育が展開されている。また、オリンピック・パラリンピック教育を推進する中で、障害者理解や国際理解に関する教育が行われている。 年3回のふれあい月間において、いじめの未然防止に向けた指導を改めて行うとともに、全児童・生徒に対していじめに関するアンケート調査を実施し、いじめの早期発見・解決を図ってきた。		
令和2年度の課題	① 違いを認め尊重し合い、偏見や差別をなくしていくために、障害者理解や国際理解等オリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、多様な人々と関わる場や活動を多く設定する必要がある。 ② 子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるようにするために、活躍できる場を設定する必要がある。 ③ 学校、家庭、関係機関との行動連携を図り、組織的にいじめの未然防止、早期発見、迅速で確実な対応を行う必要がある。		
設定目標	① 全校において、外国人や障害者、高齢者、幼児、様々な職業又はボランティア活動をしている方等、多様な人々と関わる活動や取組を行う。 ② 学校行事や日々の学校生活の中に、児童・生徒一人一人が活躍できる		

	場を積極的に設けるとともに、効果的な指導を行う。 ③ 定期的なアンケート調査や SC(スクールカウンセラー¹)による面談等を通していじめを早期に発見する。また、迅速な解決に努め、重大事態ゼロの状況を維持する。
実 績	① オリンピック・パラリンピック教育は次年度開催に向けて継続して推進してきた。多様な人々と関わる場については、各校で新型コロナウイルス感染防止策を講じた計画に立て直し、実施した。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する人権教育の指導について、6月19日の人権教育推進委員会で各校担当者への研修を行った。 ② 連合行事や宿泊行事の中止による代替行事を計画するに当たっては、各校児童・生徒が主体的に計画したり、児童・生徒の思いを大事にしたりした計画を立て実施した。 ② 長期宿泊活動検討委員会において、今後のセカンドスクールで育む資質・能力を系統立てて見直した。また、内容として、児童生徒が挑戦する体験を設定したり、挑戦する行動を肯定的に評価したりすることを明確に位置付けた報告書を作成した。 ③ 9月のいじめ防止月間における啓発活動、年3回のふれあい月間には、いじめに関するアンケート調査を行った。また、学校再開後の小学校5年、中学校2年に対し、都SC(スクールカウンセラー)による全員面接を行ったり、他学年の児童・生徒の様子について把握に努めたりした。
評 価	① 多様な人々と関わる場について、各校当初計画した全ての実施はできなかったが、新型コロナウイルス感染防止策を講じた学習活動を工夫し、実施することができた。 ② 長期宿泊体験活動を児童生徒一人一人が自信をもち、自己肯定感を高められるように活躍できる場として見直し、小・中連携の視点から系統立てた体系に整理し、報告書にまとめることができた。 ③ いじめの未然防止、早期発見・解決を図ることにより、重大事態ゼロの状況を維持することができた。
今後の取組の方向性	① 多様性を認め尊重し合い、偏見や差別をなくしていくために、人権教育を推進するとともに、市が子どもの権利に関わる条例の作成を進めるに当たって、「子どもの権利条約」の理解啓発する取組を推進する。 ② 学校行事や日々の学校生活の中に、児童・生徒一人一人が活躍できる場を積極的に設けるとともに、効果的な指導を行う。 ③ 「武蔵野市いじめ防止基本方針」を具現化し、重大事態などが発生した際の対応策などを明文化した具体的方策を策定する。 ③ 定期的なアンケート調査や市派遣相談員²、都 SC(スクールカウンセラ

¹ スクールカウンセラー 東京都が市立各小中学校に週1回派遣している教育相談員(臨床心理士等の有資格者)。児童生徒・保護者・学校の相談支援を行う。

	一)による面談等を通していじめを早期に発見する。また、迅速な解決に努め、重大事態ゼロの状況を維持する。
--	---

	事業 3	武蔵野市民科の実施	基本方針No.1
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計画の重点事業	武蔵野市民科の実施		
施策の趣旨・概要	「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力(市民性)を確実に育成するために、全小・中学校において「武蔵野市民科」の学習を実施する。		
令和元年度までの取組状況	武蔵野市民科カリキュラム検討委員会を中心に、武蔵野市民科の趣旨を全教員に周知するとともに、各学校において試行を進めた。		
令和2年度の課題	① 武蔵野市民科の必要性や趣旨、学習内容等について、保護者・市民に理解してもらうための積極的な情報発信が必要である。 ② 試行授業を行い、成果や課題の検証を通して、より効果的な単元計画となるよう見直していくことが必要である。		
設定目標	① 各学校において、年度当初の保護者会等で武蔵野市民科の目的や各校の取組について説明する。 ② 学校公開等の機会に、武蔵野市民科の試行授業を公開するとともに、教育課題研究開発校(武蔵野市民科)の中間報告会を行い、保護者・市民への武蔵野市民科についての啓発を図る。 ③ 試行授業の結果等をもとに、各学校で単元計画を見直すとともに、武蔵野市民科カリキュラム検討委員会において、授業改善につなげるための情報共有を図る。		
実績	① 学校の臨時休業により、保護者会が開催できなかったが、武蔵野市民科の目的や各校の取組について説明資料を配布した。 ② 11月25日に境南小学校の中間発表会を行った。参加者を限定し、研究内容について、ポイントとなる授業の様子を伝えながら報告した。また、武蔵野市民科についてグループ協議を行う方法をとった。 ③ 令和3年3月発行の「きょういく武蔵野 ³ 」にて、武蔵野市民科について掲載し、全面実施に向けた啓発を図った。 ④ 武蔵野市民科カリキュラム検討委員会は第1回、第3回を書面開催とした。第2回は境南小学校の中間発表会と合わせて開催した。		

² 市派遣相談員 市教育支援センターが市立各小中学校に週1回派遣している教育相談員(臨床心理士等の有資格者)。児童生徒・保護者・学校の相談支援を行う。

³ きょういく武蔵野 教育委員会が年3回発行する教育広報紙。市内に全戸配布。

評 価	① 武蔵野市民科全面実施に向け、武蔵野市民科の目的や各校の取組について配布資料を基に理解を図ることができた。 ② 学校公開等における試行授業の公開は難しかったが、境南小学校の中間発表会を行うことができた。参会者の理解の共有と共に、「きょういく武蔵野」において特集記事を組み、啓発を図ることができた。 ③ 試行授業の計画の練り直しがあり、委員会において各校の指導計画の十分な共有ができなかったため、今後も小・中連携のもと、系統性のある育成すべき資質・能力を柱とした指導計画の共有が必要である。
今後の取組の方向性	① 各校において、年度当初の保護者会等で武蔵野市民科の目的や各校の取組について説明する。また、むさしの教育フォーラム、境南小学校の研究発表会を行い、保護者・市民への武蔵野市民科についての啓発を図る。 ② 境南小学校、第二中学校を教育課題研究開発校(武蔵野市民科)として指定し、研究内容、成果を各校に還元する。 ③ 検討委員会は、「武蔵野市民科カリキュラム推進委員会」として継続し、授業改善につなげるための情報共有を図り、より効果的な単元計画となるよう見直す。

新	事業 4	言語能力の育成	基本方針No.2
			指導課
計 画 名		第三期学校教育計画	
計画の重点事業		英語教育の充実	
施策の趣旨・概要		すべての学びの基盤となる資質・能力である言語能力を確実に育むために、国語科をはじめとして全教育活動において、言語活動の充実を図る。 また、これからのグローバル社会を生きていく子どもたちに必要である英語でのコミュニケーション能力を育成するために、英語教育の充実を図る。	
令和元年度までの取組状況		国語科をはじめとした全教育活動において言語活動の充実を図った授業を展開した。また、各校に学校図書館サポーター ⁴ を配置し、学校図書館の活用、読書活動の充実を図った。 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導により、小学校教員の英語に関する指導力の向上を図った。	
令和2年度の課題		① 各学校において、学校図書館の積極的活用、及び読書活動の推進に努めるとともに「主体的・対話的で深い学び」を追究する必要がある。	

⁴ 学校図書館サポーター 本市が配置している会計年度任用職員で、学校図書館の環境整備や子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。

	② 英語を使って自分の思いや考えを伝える力や自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するために、外国語活動及び外国語(英語)科の授業改善を図る必要がある。
設 定 目 標	① 各学校において、探究的な学習や協働的な学習を行う際に、積極的に学校図書館を活用するとともに、読書活動を推進するための取組を定期的に行う。また、公立図書館との連携を一層進める。 ② 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、ALT(外国語指導助手)とのチーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど小学校教員による外国語(英語)科指導を充実させるとともに、中学校英語科とのスムーズな接続を図り、児童・生徒の英語力を向上させる。
実 績	① 10月26日に学校図書館担当者連絡会を開催し、学校図書館の開館状況、今後の読書活動の充実に向けて情報交換を行った。 ① 学校図書館サポーターの資質向上を図る研修会を12月11日に実施した。学識経験者を講師に学校図書館サポーターの役割について研修を行った。 ② 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導を継続して行った。学校再開後は、感染予防を踏まえた学習活動の提案、情報提供を行い、10月13日に小学校外国語等担当者会を開催し、5年外国語の授業視聴を基に協議を行う研修を実施した。
評 価	① 学校図書館の積極的活用、及び読書活動の推進に大きな役割を果たす学校図書館サポーターの資質向上を図る研修会が、令和元年度まで休止されていたが、復活させ実施することができた。 ② 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導により、授業を担当する教員の指導力は訪問するごとに向上してきた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 学校図書館サポーターの資質向上を図る研修会を、次年度以降も計画する。学校図書館サポーターの配置時数を拡充するモデル校を小学校1校、中学校2校設置し、学校図書館における教育活動の充実について検証を行う。 ② 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導を効率的に行う。小学校において外国語の授業を担当している教員や講師の外国語(英語)科指導の充実を図る。

新	事業 5	主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上	基本方針No.5
			指導課
計	画	名	第三期学校教育計画
計画の重点事業		主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施	

施策の趣旨・概要	学習指導要領では、児童・生徒に生きる力を確実に育むために、学校の教育活動を進めるにあたって、「主体的・対話的で深い学び」の実現を求めている。そのためには、各教員の授業力を向上させることが不可欠である。
令和元年度までの取組状況	若手教員及び臨時的任用教員等の育成のため、教育アドバイザー⁵による授業観察を定期的に行った。また、教員に対して学習指導や生活指導等についての相談や支援を行った。 新学習指導要領に関する資料を作成して各教員に配布するとともに、研究指定校の学習指導案や授業中に使う学習資料のデータをMSIS(武蔵野学校情報システム)に整備した。 「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校を桜野小学校に指定し、1年目の研究を推進した。
令和2年度の課題	① 日々の授業を行うにあたって、各教員が「主体的・対話的で深い学び」の実現を意識し、不断の努力をしていく必要がある。また、そのための教員が学ぶ機会を用意していく必要がある。
目標設定	① 学校におけるOJT⁶を推進するとともに、若手教員や臨時的任用教員⁷等に対する教育アドバイザーによる支援を充実させる。また、校外における研修や研鑽を奨励する。 ② 「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校の研究発表会を小学校教員の悉皆研修とし、研究成果を共有する。また、指導主事が積極的に関わり、研究内容を充実させるとともに、各校に成果を基にした指導・助言を行う。
実績	① 学校再開後、教育アドバイザーによる指導・支援を計画的に進め、のべ178回の訪問研修を実施した。校外における研修や研鑽を奨励したが、新型コロナウイルス感染症対策のため、研修に参加する機会が少なかった。 ② 「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校の研究発表会は、研究指定を1年間延ばし、次年度研究発表を行うこととなった。
評価	① 計画的に教育アドバイザーによる若手教員の授業観察や指導・助言を行い、授業力の向上を図ることができた。また、学校との情報連携を密にし、状況に合わせて経験の浅い臨時的任用教員への支援等を手厚く行った。 ② 新たに「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校を2校指定し、

⁵ 教育アドバイザー 校長経験のある市の専門嘱託員。若手教員等の授業力向上及び学校経営への適時・適切な支援を行う。

⁶ OJT On the Job Training の略で、日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく、学校内における人材育成の取組

⁷ 臨時的任用教員 期間を限って任用される教員。教員の妊娠出産休暇及び育児休業の取得により欠員が生じた際に代替として勤務する「産休育休代替教員」や、新規採用のうち正規採用ではなく1年間の期限付きの採用教員のことを指す。

	研究内容を充実させるために、指導主事が積極的に関わり、各校に成果を基にした指導・助言を行うことができた。
今後の取組の方向性	① 市主催の研修のあり方や方法を見直すとともに、指導教諭の授業見学や都の教科研究会等への参加など、校外における研修や研鑽の奨励について検討する。 ② 「深い学び」をテーマとした教育課題研究開発校3校の研究発表会を、小学校教員はいずれか1回以上は必ず参加する研修とするとともに、公開授業について協議できる場を設定する。

新	事業 6	学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進	基本方針No.5
			指導課
計 画 名		第三期学校教育計画	
計画の重点事業		学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築	
施策の趣旨・概要		学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標を地域・家庭と共有し、学校・家庭・地域の三者が各々主体性を発揮しながら、連携・協働するための仕組みづくりに取り組む。	
令和元年度までの取組状況		学校支援コーディネーター ⁸ を核とした、地域コーディネーター ⁹ との連携のシステムが整い、情報共有が図られた。 「地域と学校の協働通信」を年間3回発行し、地域コーディネーターや地域関係機関等へ配布した。	
令和2年度の課題		① 連携・協働のあり方を模索していくために、学校の現状について、家庭・地域に理解してもらう必要がある。 ② 連携・協働するための仕組みづくりを検討する前段階として、各々の立場の方の意見や思いを共有する必要がある。	
設定目標		① 「きょういく武蔵野」や「地域と学校の協働通信」などを通して、学校の現状等について積極的に発信する。 ② 様々な機会をとらえ、学校・家庭・地域の三者が連携・協働した学校運営のあり方や地域コーディネーターを中核とした組織的な協働のあり方等についての意見交換を行う。	
実績		① 令和2年9月1日発行「きょういく武蔵野」第142号にて、地域と学校の協働における課題、啓発等掲載した。また、「地域と学校の協働通信」は第4号、第5号を発行した。 ② 第1回地域コーディネーター連絡会は開催を中止したが、第2回・第3回	

⁸ 学校支援コーディネーター 地域コーディネーターや学校からの相談を受けて支援人材の情報提供や協力企業等への依頼等を行う市の職員(地域コーディネーターの統括役)

⁹ 地域コーディネーター 学校支援人材の発掘・交渉・調整を行う地域の方。各学校1名(校長の推薦により市教育委員会が委嘱)

	は開催し、コロナ禍における取組状況について情報交換を行った。 ② 10月23日に第1回開かれた学校づくり協議会代表者会を開催したが、第2回は書面開催とした。
評価	① 「きょういく武蔵野」や「地域と学校の協働通信」などを通して、地域と学校の協働における課題、啓発等掲載し発信することができた。 ② 新型コロナウイルス感染予防のため、各校の開かれた学校づくり協議会の内容や地域コーディネーターの活動が制限されたが、各校工夫した実践が連絡会等で情報共有することができた。
今後の取組の方向性	①② 学校・家庭・地域の三者が連携・協働した学校運営のあり方についての検討委員会を設置し、協議を開始する。 ①② 地域コーディネーター連絡会を中心に、地域コーディネーター間の情報共有を行い、新型コロナウイルス感染症に対応した支援の方法を追究する。

	事業 7	学校における働き方改革の推進	基本方針№5
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計画の重点事業	武蔵野市立小・中学校における働き方改革の推進		
施策の趣旨・概要	教員の長時間労働は全国的に大きな課題となっている。質の高い教育を実現していくためには、教員の多忙化を解消し、教員一人一人の心身の健康保持と、子どもたちと向き合う時間の確保をしていくことが、重要なことである。		
令和元年度までの 取 組 状 況	市講師 ¹⁰ を11名増の 30 名配置し、教員の持ち時数の減につなげた。 部活動指導員をモデルとして2校に2名配置し、効果的な活用を共有した。 毎月、指導課において、全教員の在校時間の状況を把握し、いわゆる時間外勤務が月 100 時間を超える教員については、産業医との面談を設定した。		
令和2年度の課題	①「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」に基づいた取組を進め、週あたりの在校時間が 60 時間を超える(1 か月のいわゆる時間外勤務が 80 時間を超える)教員をゼロにすることを目指しているが、実現のためには、教員一人あたりのさらなる業務量の削減が必要である。 ② 部活動は、教育的意義の高い活動である一方で、教員の多忙化、教員		

¹⁰ 市講師 教員の負担を軽減するとともに、より質の高い教育を行うことを目的に市が独自に任用する者(更新済みの教員免許所有者)。単独又は主担当として教科指導を行う。

	の異動等に係る持続可能性等多くの課題も抱えている。本市の実態に合った課題解決の方策を検討していく必要がある。
設 定 目 標	① 小学校学級担任の持ち時数軽減のための市講師の配置等を生かし、授業の質を高めるとともに、校務内容を見直す意識改革を行い、教員の1日あたりの平均在校時間を30分程度減らす。 ② 部活動指導員の配置拡大を目指すとともに、合同部活動の可能性について検討する。
実 績	① 学校の臨時休業に伴い、週あたりの在校時間が60時間を超える教員はほぼいなかったが、学校再開後、校内の消毒作業や感染予防に配慮した教材研究等にかかる時間が増加した。消毒作業をシルバー人材センターに委託したこと、1月の緊急事態宣言以降、学校に残留する時間を午後8時までとしたことにより、教員の週あたりの在校時間の平均は昨年度同月比で平均19分減っている。 ② 部活動指導員を各校1名配置した。8月17日に第1回「武蔵野市学校部活動の在り方検討委員会」を開催し、部活動指導員の活動状況を報告し合った。第2回は書面開催とした。
評 価	① 1日あたりの平均在校時間を30分程度の減には至らなかったが、着実に平均在校時間を減らすことはできた。 ② 部活動指導員を各校1名配置したことにより、活動が充実、教員の負担軽減が図られた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 市講師や部活動指導員の配置による効果について検証を行うとともに、「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト～」の見直しや関係規則の改定を行う。 ② 令和3年度の検討委員会は休会とし、国の示す地域部活動の考え方や動向を注視し、教育部内において持続可能な部活動の在り方について検討する。

	事業 8	特別支援教育における多様な学びの場の整備と交流 及び共同学習の推進	基本方針No.3
			教育支援課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計画の重点事業	特別支援教室(通級)の体制整備 交流及び共同学習の推進		
施策の趣旨・概要	一人一人の教育的ニーズに応じることを目指した連続性のある多様な 学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を進める。		
令和元年度までの	中学校の特別支援教室について、令和2年度の全校開設に向けた準備		

取 組 状 況	を進めた。小学校の特別支援教室については、令和2年度から新たに千川小学校を拠点校にすることを決定した。 インクルーシブ教育システム推進のため、令和2年度から、小学校特別支援学級設置校に交流共同学習支援員¹¹を配置することを決定した。
令和2年度の課題	① 特別支援教室については、中学校全校開設と小学校拠点校増設を円滑に導入し、各校に定着させる必要がある。 ② 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を拡充する必要がある。 ③ 特別支援教育に関する相談支援体制や情報発信の充実を図る必要がある。
設 定 目 標	① 中学校特別支援教室については、全校における専門員の配置やタブレットの導入などを行う。小学校特別支援教室については、新拠点校にミーティングルームを設置し、運営体制を確立する。 ② 小学校特別支援学級に交流共同学習支援員を配置して、交流及び共同学習の機会を拡充するとともに、学校間で事例を共有する。 ③ 学校や関係機関と連携して、切れ目のない相談支援体制づくりや保護者への情報発信を進める。
実 績	① 中学校特別支援教室を全校に開設して、専門員を配置し、2学期にタブレットも導入した。小学校特別支援教室については、第四小学校、井之頭小学校、桜野小学校に続き、千川小学校を新拠点校とした運営を開始し、ミーティングルームも設置した。 ② 小学校特別支援学級設置校に交流共同学習支援員を配置した。また、各校の活動事例について情報共有を行った。 ③ 「きょういく武蔵野」に特別支援教育の特集記事を掲載した。また、中学校特別支援学級生徒数の増加を見据えて、第五中学校の改築に合わせて特別支援学級を新設する方針を決定し、10月に説明会を開催した。
評 価	① 特別支援教室については、全中学校設置や小学校拠点校4校体制への移行により、拠点校と巡回校との連携が強化され、児童生徒の状態に応じたよりきめ細かい指導支援を行うことができるようになった。タブレットの導入により、個々の状態に応じた、より多様な指導支援を行うことができた。 ② 交流共同学習支援員を配置することにより、特別支援学級と通常の学級との交流の機会を拡充することができた。 ③ 「きょういく武蔵野」で広く情報発信を行うことにより、特別支援教育に関する市民の理解促進を図ることができた。また、中学校特別支援学

¹¹ 交流共同学習支援員 特別支援学級の児童が、交流共同学習で通常の学級に入るときの指導補助や特別支援学級と通常学級の連絡調整を行う者。

	級の配置方針を決定し、周知説明することにより、今後の見通しを保護者と共有することができた。
今後の取組の方向性	① 特別支援教室については、全小中学校に設置が完了したことから、特別支援教室の教員と通常の学級の教員がさらなる連携を行えるようにする。 ② 交流共同学習支援員については、中学校の特別支援学級設置校にも配置して、連続性のある多様な学びの場づくりをさらに進める。 ③ 就学相談については、ホームページによる情報発信のさらなる強化を図る。また、教員に対しては学校における合理的配慮に関する情報発信を行い、理解促進を図る。

	事業 9	不登校児童生徒への支援の充実	基本方針No.3 教育支援課
計画名	第三期学校教育計画		
計画の重点事業	スクールソーシャルワーカー¹²の配置拡充 不登校児童・生徒の多様な学び場のあり方の検討と確保		
施策の趣旨・概要	不登校児童生徒への支援を強化するため、人的支援の拡充や児童生徒の状態に応じた多様な学びの場づくりを進める。		
令和元年度までの取組状況	スクールソーシャルワーカーを1名増員して3名体制とした。各校の生活指導部会や校内支援会議などに出席し、相談支援を行った。 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会を設置し、新しい学びの場づくりやフリースクールとの連携に関する方針をまとめた。また、「不登校を考える保護者の集い」を開催した。		
令和2年度の課題	① スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置して、小学校も含めた各校への支援を強化する必要がある。 ② チャレンジルーム¹³の指導環境の充実を図るとともに、長期にわたる不登校生徒のための学びの場づくりを進める必要がある。 ③ フリースクールとの連携や保護者への情報発信を進める必要がある。		
設定目標	① 学校や関係機関と連携して、学校のニーズに対応できるスクールソーシャルワーカーの派遣体制づくりを進める。 ② チャレンジルームに ICT 機器を導入する。また、長期にわたる不登校生徒を対象とした学びの場を開設する。 ③ フリースクールとの連携を推進するため、教員用の手引きを作成する。		

¹² スクールソーシャルワーカー 児童生徒の置かれている環境に働きかけて状態を改善するため、学校、家庭、関係機関などと連携して支援を行う社会福祉士等の専門職。

¹³ チャレンジルーム 不登校児童生徒の相談支援や学習支援等により、社会的自立を推進する目的で教育支援センター内に設置された適応指導教室。

		また、不登校を考える保護者の集いを開催する。
実	績	① スクールソーシャルワーカーについては、3名増員して6名体制として、各中学校区に1名ずつ配置をした。 ② チャレンジルームについては、電子黒板やタブレット端末を導入した。7月には不登校中学生の新しい学びの場として「むさしのクレスコーレ」を開設した。 ③ 7月に、教員向けに不登校児童生徒への支援の手引を作成し、配布した。
評	価	① スクールソーシャルワーカーについては、6名体制となり、より頻繁に学校や家庭を訪問して、多くの相談支援を行うことができた。 ② チャレンジルームについては、ICT機器の導入により指導の幅を広げることができた。新たに開設した「むさしのクレスコーレ」には、13名が入室し、個別相談、居場所での体験活動や学習支援、訪問支援や進路指導など様々な支援を行うことができた。 ③ 不登校児童生徒への支援の手引を全小中学校教員に配布することにより、不登校児童生徒への支援やフリースクールとの連携に関する教員の理解促進を進めることができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性		① スクールソーシャルワーカーの活動については、各校教員の理解促進を図り、児童生徒へのさらなる支援につなげる。 ② むさしのクレスコーレについては、運営体制の強化を図る。 ③ 不登校児童生徒の支援に関する保護者の理解や相互交流を促進するために、不登校を考える保護者の集いを開催する。

	事業 10	新学校給食桜堤調理場の整備	基本方針No.4,6
			教育支援課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計画の重点事業	新学校給食桜堤調理場の整備		
施策の趣旨・概要	新学校給食桜堤調理場の建設を着実に進めるとともに、新施設の運用について検討を進める。		
令和元年度までの取組状況	児童生徒の増加に対応して、給食を安定的に提供するため、桜堤調理場の建替えを決定し、まちづくり条例や建築基準法の手続きを経て、令和2年3月に建設工事を開始した。		
令和2年度の課題	① 令和3年度2学期からの稼働に向けて、建設工事を進める必要がある。 ② 新施設の運用や機能について、具体的な検討を進める必要がある。		
設 定 目 標	① 令和3年度2学期からの稼働に向けて、建設工事を着実に推進する。 ② 新施設の運営体制、維持管理手法、防災機能、食育機能について、給		

		食・食育振興財団と連携して具体的な検討を行う。
実	績	① 建設工事について、計画に基づき、掘削、配管、鉄骨立ち上げ、各階床のコンクリート打設、外壁設置などを進めた。 ② 給食・食育振興財団と定期的に会議を開催して、新施設の運営に関する協議を行った。
評	価	① 建設工事については、事業者や関係課と連携して、計画どおり着実に進めることができた。 ② 新施設の運営については、令和3年度2学期の開設に向けて、提供先の学校、調理員の配置体制、施設管理方法、各機能などの具体的な検討を進めることができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性		① 新施設の建設工事の完了後、令和3年度末までに現施設の解体工事と敷地の外構整備を行う。 ② 令和3年度2学期から市立中学校6校(全校)と小学校2校(千川小学校・関前南小学校)に給食提供を開始する。また、新施設の開設について、保護者や市民への情報発信を行う。

	事業 11	すべての人が学びやすい環境づくり	基本方針No.7 生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期生涯学習計画		
計画の重点事業	新たな情報提供の整備		
施策の趣旨・概要	学びのきっかけづくりと学びの障壁の除去のため、すべての人が学びやすい環境づくりの整備を検討する。 子ども、高齢者、障害者等学ぶにあたり配慮が必要な方を含め、市民への生涯学習に関する情報及び学びを深める機会の提供を検討する。		
令和元年度までの取組状況	武蔵野地域五大学 ¹⁴ とは、地域学長懇談会を軸に、武蔵野地域自由大学 ¹⁵ をはじめとした多様な事業を実施している。 土曜学校を始め、サイエンスフェスタ、親子 de サイエンスなどの実施にあたり、小中学校の教員・児童生徒、高校生の他地域の大学・企業・市民団体などの協力、連携のもと多くの事業を実施している。 生涯学習事業費補助金及び子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金等を活用し、団体が行う生涯学習事業について支援している。令和元年度は 20 団体に支援を行った。		

¹⁴ 武蔵野地域五大学 武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を開催し、各大学の資源を活用した市民向けの生涯学習に関する事業を開催している。

¹⁵ 武蔵野地域自由大学 市と武蔵野地域五大学が連携して市民に高度で継続的、体系的な生涯学習の場の提供をすることを目的に平成 15 年に開学した。一般学生と共に授業を聴講することができる。

令和2年度の課題	① 既存の情報提供ツールの見直しが必要である。 ② 全庁で行っている学びの機会の把握及び調整が必要である。
設 定 目 標	① 生涯学習事業について情報発信をしている市のツールを把握し、求められるツールについて社会教育委員の会議を中心に検討する。 ② 全庁に対して、学びに関する調査を実施し、テーマの重複や抜け落ちがないか調査を行う。また子ども向けの土曜学校について総括を行い、今後のあり方について方向性をまとめる。
実 績	① 市公式 LINE 開始に合わせ「講座・イベント」の項目を設け、市民に情報提供を開始した。 ② 全庁に対し、「第二期武蔵野市生涯学習計画に基づく事業調査」を実施し、武蔵野地域五大学等への追加調査の結果とあわせて取りまとめを行った。土曜学校については、これまでの実績やアンケート結果、課題など確認した。
評 価	① 新たな情報ツールを設けることにより、生涯学習に関心のある市民により分かりやすい情報提供ができた。 ② 調査結果をもとにテーマの重複や抜け落ちがある場合、事務事業の見直しができるよう取りまとめ結果を全庁に示す準備が整った。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 既存のツールを活用し、より多くの市民に生涯学習に関する情報が届くよう、さらに検討を進める。 ② 土曜学校について、関係課を含めた会議体を設置し、検討を行い、今後の方向性を決定する。また、事務事業の見直しのため事業調査結果を全庁に示す。

	事業 12	すべての人がスポーツを楽しむことができる機会の創出	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計	画	名	スポーツ振興計画
計画の重点事業			スポーツの振興・啓発
施策の趣旨・概要			東京 2020 オリンピック・パラリンピック等国际大会の開催を契機とし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらずすべての市民がスポーツを楽しむことができる機会を創出する。
令和元年度までの 取 組 状 況			誰もがスポーツを楽しめる環境整備については各体育施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルスポーツの紹介、利用者の一時保育の充実、市民スポーツデーの開催など、一定の環境づくりを継続してきた。 体験するスポーツについては、Sports for All 等の各種体験イベントや、武蔵野生涯学習振興事業団主催のスポーツ教室、土曜学校などの開催で着実に進めてきた。

	ハード面については、平成 27 年度に一部改定した武蔵野市スポーツ振興計画において、計画期間内の改修内容を決定した。総合体育館における直近の主な改良としては、スポーツ祭東京2013武蔵野市大会の開催のため、床・音響設備・電光掲示板の改修及びメインアリーナに空調を導入している。 平成 29 年度には、観るスポーツの振興及び安全対策等のため、体育施設について各種工事を実施している(アリーナの特定天井改修、照明及び音響改善、体育館及び陸上競技場のトイレ洋便器設置及び車椅子スペースの明示、陸上競技場のダグアウト改修、チーム室設置等)。 平成 30 年度は、陸上競技場第三種公認更新のための工事、ラグビーゴールの更新等、必要な整備を継続して行ってきた。 運動習慣定着化に向けては、ストレッチイベントを開催し、「普段運動をしていない層」に対する働きかけを行った。 障害者スポーツについては、障害者のためのスポーツ広場事業を正式に実施し、継続している。
令和2年度の課題	① すべての市民がスポーツを楽しむことができる機会の創出が必要である。 ② 運動習慣のない人への、スポーツに親しむきっかけづくりの検討が必要である。
設 定 目 標	① ファミリースポーツフェアや障害者のためのスポーツ広場、市民スポーツデー等、気軽に参加できる様々なプログラムを実施する。 ② 運動習慣のない人への効果的なアプローチを関係機関と検討を行う。
実 績	① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ファミリースポーツフェアやトラックレース等多くの市・武蔵野生涯学習振興事業団主催事業が中止となったが、一方、内容や人数、申込方法等を変更し、スポーツ教室等を提供した。 ② コロナ禍でも自宅で気軽に運動ができるよう、武蔵野生涯学習振興事業団の動画コンテンツやスポーツ推進委員協議会作成「おうちで運動遊び」、生涯学習スポーツ課作成の「3WeeksTry」を紹介し、多くのアクセスを得た。生涯学習振興事業団の動画「おうちで運動」は、18,533 件、「おうちで運動遊び」は、131件、「3WeeksTry」は、832 件であった(令和 3 年 3 月末現在)。
評 価	① ②コロナ禍で多くの事業が中止となったが、新たに動画コンテンツ等を作成し、提供するなど、新たなアプローチをすることができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① ②令和 3 年度の第二期スポーツ振興計画(仮称)策定において、コロナ禍を含む、すべての市民がスポーツに親しむきっかけづくりや、楽しむことができる機会の創出や運動習慣の定着化を継続して検討する。

	事業 13	総合体育館及び市営プールのあり方の検討	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計 画 名	スポーツ振興計画		
計画の重点事業	体育施設の改修・整備		
施策の趣旨・概要	安心してスポーツを楽しむための環境づくりや施設整備を行うとともに、今後の体育施設等のあり方について検討する。		
令和元年度までの 取 組 状 況	令和元年度に総合体育館外壁工事に向けた、構造躯体、配管、外壁タイルについての老朽化調査を行った。		
令和2年度の課題	① スポーツ振興計画の改定のための準備や総合体育館等の大規模工事を見据えた実態把握が必要である。 ② 体育施設等の今後のあり方について方向性を示す必要がある。		
設 定 目 標	① スポーツ振興計画改定及び総合体育館等の大規模工事に向けた市民意識調査を実施する。 ② 庁内で検討委員会を設置し、体育施設等の今後のあり方について検討する。		
実 績	① 市立小学5年生・中学2年生、成人2,000人、関係団体、施設利用者からアンケート調査を行った(回収率:児童・生徒向け調査95.6%、成人等34.5%、関係団体向け73.2%、施設利用者88.5%)。 ② 庁内に類型別施設計画検討会議を設置し、検討を行い、今後10年間の市体育施設の類型別施設整備計画を策定した。		
評 価	① 市民のスポーツや運動に関する現状、これからのスポーツの推進に対する意見やニーズを把握することができた。 ② 市体育施設の類型別施設整備計画を策定し、令和3年度に改定する第二期スポーツ振興計画(仮称)で改めて議論するための準備をすることができた。		
今後の取組の 方 向 性	① ②市民意識調査の結果を踏まえ検討を行い、令和3年度に改定する第二期スポーツ振興計画(仮称)に反映するとともに、策定委員会の意見を含め、令和2年度に策定した類型別施設整備計画を一部改定する。		

	事業 14	歴史公文書の利活用の推進	基本方針No.8
			生涯学習スポーツ課 武蔵野ふるさと歴史館

計 画 名	第二期生涯学習計画 武蔵野ふるさと歴史館第2期管理運営基本方針
計画の重点事業	—
施策の趣旨・概要	歴史公文書は、民主主義における人々の自由と権利の象徴であり、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であるため、広く歴史公文書を収集、保存し、更に公開、活用する。
令和元年度までの取組状況	アーキビスト(公文書専門員)の専門的判断と、行政職による判断を合わせて公文書の選別を行い、開館以来の課題であった平成26年度以前の大量の公文書の選別を完了させた。歴史公文書のデジタル化も進めている。
令和2年度の課題	① 歴史研究者だけでなく、広く市民に武蔵野市の歴史を知っていただくため、歴史公文書を使って武蔵野市の特色の周知を図る必要がある。 ② 歴史公文書における利活用に必要な階層化(目次作り)の意義を理解していただくことが難しい。
設 定 目 標	① 国勢調査100年を記念した展示を行うことにより、歴史公文書の利用促進を図る。人口動態の変化により、住民の意識等が変化することを提示し、更に数字から施策を行う意義を問う。 ② 中島飛行機関連の歴史公文書の階層化を重点的にを行い、令和3年に成果の展示を開催する。
実 績	① 国勢調査記念展示に留まらず、公文書研修を受講した公文書専門員以外の学芸員が、研修の成果を生かして、それぞれの専門分野で歴史公文書を利活用して、企画展「軍事郵便と日露戦争期の武蔵野」「武蔵野の暮らし、そのうつりかわり」において歴史公文書を使用し、歴史公文書の存在を周知した。 ② 中島飛行機関連資料の階層化に公文書専門員が取り組むだけに留まらず、その研究を活かして、中島飛行機・大宮工場等の研究を行っている淑徳与野高校と、博学連携事業として特別展示を行った。また、2年目を迎えた歴史館大学 ¹⁶ の受講生も階層化に取り組んだ。
評 価	① 歴史館が開館して以来、展示にこれだけ多様な形で歴史公文書が活用されたことは初めてであり、歴史公文書について幅広い層の方に知っていただくことができた。 ② 公文書専門員に加えて、歴史館大学受講生ボランティアによる歴史公文書の階層化が本格的に行われていることは画期的なことである。
今後の取組の方向性	① 学芸員等の公文書研修を継続し、歴史館で勤務する職員が一体となって公文書の利活用に取り組んでいくことを目指す。 ② 歴史館大学の受講生も3年目を迎え、市民が公文書の階層化等に関わるボランティア制度を充実させ、歴史公文書の一層の整備に努める。

¹⁶ 歴史館大学 考古学・歴史学・民俗学・アーカイヴズ学の学芸員が講師となり、それぞれの専門分野に関する講義を通年で行い、受講生の中から歴史館のサポーター・ボランティア等を育成する制度。

	事業 15	文化財の指定、整備と周知、広報	基本方針No.8 生涯学習スポーツ課 武蔵野ふるさと歴史館
計 画 名	第二期生涯学習計画 武蔵野ふるさと歴史館第2期管理運営基本方針		
計画の重点事業	—		
施策の趣旨・概要	文化財指定等による文化財保護普及を行い、中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した翻訳された英文資料等に基づき、専門的研究・分析等を行う。また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関と連携を図っていく。		
令和元年度までの 取 組 状 況	平成30年に、28年ぶりとなる2件の市の文化財指定を行った(仙路翁墓碣碑、武蔵野八景碑)。 令和元年には日本獣医生命科学大学本館の国文化財登録に取り組んだ。		
令和2年度の課題	① 歴史館開館以前は不十分であった、文化財の指定、補修等の整備を行う必要がある。 ② 新型コロナウイルス感染症による来館者の減少も懸念され、来館しなくても歴史・文化等を学べる仕組みを作る必要がある。		
設 定 目 標	① 旧赤星邸の国登録文化財の登録、御殿山遺跡出土・縄文草創期資料の市文化財指定に取り組む。 ② インターネットミュージアム等、SNS を利用した新たな顧客づくりを行う。		
実 績	① 7月に秋本家文書の市文化財指定を行った。また、御殿山遺跡から発掘された資料の炭素14年代測定法による研究を進め、特別展示を11月から開催。併せて子供たちに向けたワークショップ、研究講座等を行った。2月には、文化財保護委員会に指定に関する諮問を行った。旧赤星邸については、資産活用課と協議を継続している。 ② 「おうちで歴史館」等の動画配信、ツイッター、フェイスブックなどによるSNSを使った周知活動を丹念に行った。		
評 価	① 境村の秋本家文書が文化財指定されたことにより、旧4ヶ村の古文書が揃ったことは、武蔵野の歴史を知るうえで大きな前進となった。また、御殿山遺跡の縄文草創期資料に科学分析による年代測定を行ったことにより、同資料が測定されている縄文草創期資料の中で、日本で2番目に古いことが判明したことは、日本の考古学上でも大きな意味を持っている。 ② ツイッターでの発信効果が現れてきており、若い母親層が、子供向きのイベントをチェックして申し込むようになり、全国の考古学や民俗学の		

	研究者のフォロワーも増加している。また、近隣の複数のコミュニティセンターの運営にあたっている方が、事業等をリツイートして拡散してくださるようになり、地域的な連携が図られるようになってきた。
今後の取組の方向性	① 今後も武蔵野の歴史等の研究を続け、文化財指定が切れ目なく行い、市民等に武蔵野の歴史をわかりやすく伝える。 ② SNSによる広報活動を一層充実させるためにInstagramを始める。また、ZOOMによる講座などを開始し、コロナによる影響を回避するだけでなく、新たな顧客づくりの機会と考え、SNSを利活用する。

	事業 16	図書館情報システム更新	基本方針No.9
			図書館
計画名	第2期図書館基本計画		
計画の重点事業	すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援の実施		
施策の趣旨・概要	令和2年12月でリース期間が満了する図書館情報システムを3年1月に更新し、引き続き安定したサービスを提供するためシステムの更新を行う。更新に合わせ、さらに使いやすいシステムを目指すほか中央図書館に無線LAN設備を導入する。		
令和元年度までの取組状況	次期図書館情報システム更改及び中央図書館内無線LAN整備を行う事業者について、プロポーザルによる選定を行った。		
令和2年度の課題	① 確実に更新を行うことを第一に、更新に伴う休館期間がなるべく短くなるよう工夫する。 ② 無線LAN導入後の運用を検討する。		
設定目標	① 令和3年1月に新システムを安定的に稼働する。 ② 利用者が資料の検索をよりしやすくなるなど、さらに使いやすいシステムとする。		
実績	① 予定どおり令和3年1月に新システム更改、中央図書館内無線LAN設置及び運用ルール整備を完了し、その後も安定稼働している。 ② 図書館HPに、スマートフォン対応機能の追加や資料の詳細検索機能の強化を実施するなど、利用者の操作利便性を向上した。		
評価	①② スマートフォン対応や画像・イラストでイベントをPRできる機能の追加、資料検索機能の強化など図書館HPの改修、電子書籍サービスの開始、中央図書館内無線LAN整備など、図書館情報システムの更改を機に、利用者の利便性を向上することができた。		

今後の取組の方向性	①② 安定稼働を維持するとともに、今回追加・強化した機能を活用していきながら、利用者の利便性向上を図る。
-----------	--

新	事業 17	中央図書館の運営形態の検討と専門人材の育成・強化	基本方針No.9
			図書館
計 画 名	第 2 期図書館基本計画		
計画の重点事業	中央図書館の役割の明確化と運営形態の検討 専門人材の育成・強化		
施策の趣旨・概要	中央図書館の運営形態について、中央図書館の役割、武蔵野プレイス・吉祥寺図書館の状況などを踏まえ、適切な運営形態の方向性を定める。 中央図書館の運営形態の方向性やその役割を踏まえた人材育成計画を策定する。		
令和元年度までの 取 組 状 況	図書館運営委員会にて、他自治体図書館への行政視察も含め計4回、中央図書館の運営形態について意見、検討いただいた。		
令和2年度の課題	① 市が図書館行政の企画立案、蔵書方針やサービス基準などの方向性を今後も適切に進めていくために、最も適切な運営形態を選択する必要がある。 ② 市の人材育成基本方針とも調整する必要がある。		
設 定 目 標	① 令和2年度に中央図書館の運営形態の方向性を定める。 ② 令和2年度に図書館人材育成計画を策定する。		
実 績	① 令和2年12月に「武蔵野市立中央図書館の今後の運営体制に関する基本方針」を定めた。 ② 令和3年3月に「武蔵野市立図書館人材育成計画」を策定した。		
評 価	① 図書館行政のPDCAサイクルを着実に回していくためには、図書館業務の知識と実務経験を市組織内部に蓄積する必要があることから、本市は今後も中央図書館を直接管理運営していくことを明確に示すことができた。 ② 中央図書館を市直営としていく方針を受け、図書館サービスに関する知識と実務経験を有するのみならず、図書館を含む市政全体の様々な視点をもった市職員としての知識と実務経験を備えた図書館人材の育成計画を定めることができた。		
今後の取組の 方 向 性	①② 本基本方針及び計画に基づき、図書館行政の企画立案を担う人材育成、3館(中央・吉祥寺・武蔵野プレイス)の運営・サービス基盤の強化、市中央圏の地域館サービスの充実に取り組む。		

新	事業 18	蔵書方針の見直しと情報発信力の強化	基本方針No.9
			図書館
計	画	名	第 2 期図書館基本計画
計画の重点事業			蔵書方針の見直し 情報発信力の強化
施策の趣旨・概要			現在の蔵書構成の分析などをもとに、市内3館の特性を活かした資料収集や新刊本の複本抑制など必要な蔵書方針の見直しを行う。 図書館情報システムの更新に合わせホームページやSNSで簡易に情報発信が可能なシステム導入を行う。
令和元年度までの 取 組 状 況			蔵書方針の検討に必要な材料として、図書館運営委員会委員の有識者の支援を受け武蔵野市立図書館蔵書構成の分析・評価を開始した。 図書館情報システム更新における図書館 HP の改修を中心に、情報発信力の強化案を検討した。
令和2年度の課題			① 的確な蔵書構成の分析を行い、各館の特性を生かした見直しを行う必要がある。 ② 情報発信を行う体制やコンテンツの検討を行う必要がある。
設 定 目 標			① 令和2年度に蔵書方針の見直しを行う。 ② システム更新に合わせ簡易に情報発信が行える仕組みを検討する。
実 績			① 令和 3 年 3 月に「武蔵野市立図書館蔵書方針」を策定した。 ② 図書館HPに、スマートフォン対応や画像・イラストでイベントをPRできる機能などを追加し、情報発信力を強化した。
評 価			① 蔵書評価を行い、その結果を踏まえ、蔵書方針を新たに策定した。この方針において、現収集方針の維持、各館の特徴を踏まえた蔵書構成、複本最大冊数設定について整理を行うことができた。 ② スマートフォン対応や画像・イラストでイベントをPRできる機能、利用者がSNSを活用して本の情報を発信できる機能などを追加し、情報発信力を強化することができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性			① 蔵書方針に基づき、蔵書構成の実現に努める。 ② 追加機能等を利活用し、利用者の興味関心を惹くことができる、利用者に情報を伝えることできる、効果的な情報発信を行う。

新	事業 19	市民への適切なサービス水準確保策の検討及び実施	基本方針No.9
			図書館
計	画	名	第 2 期図書館基本計画

計画の重点事業	市民への適切なサービス提供
施策の趣旨・概要	本市図書館の特徴として市外登録者の割合が高く、市民へのサービスレベルを確保するため、市民と市外登録者のサービス内容にどの程度の差異を設けるべきか検討し、令和2年度中に実施する。
令和元年度までの取組状況	都内各市区(27 団体)に市民サービス水準に関するアンケート調査を実施、また、市民・市外登録の別に登録者数、貸出冊数、予約受付件数などの統計データを抽出するなど、検討に必要なデータ等を収集整理した。
令和2年度の課題	① 実際の利用状況、他市の状況等を十分に精査する必要がある。
設定目標	① 令和2年度中に具体的な方針を決定し実施する。
実績	① 令和3年1月より、新刊図書は発行から24ヶ月間、予約受付を市民(在住・在勤・在学)のみ可能とする市民予約優先受付を開始した。また、市民(在住・在勤・在学)をサービス対象とした電子書籍サービスを新たに開始した。
評価	① 例えば、文学賞受賞作品をはじめとした新刊図書について、先ずは市民の方から順に手に取れる環境を整えることができた。また、いつでもどこでも、スマートフォンやパソコンから読書を楽しめる電子書籍サービスを市民に提供することができた。
今後の取組の方向性	① 新たに始めた市民予約優先受付、電子書籍サービスにより、市民サービス向上の効果を高める。

新	事業 20	第2次子ども読書活動推進計画の策定	基本方針No.9
			図書館
計	画	名	第 2 期図書館基本計画
計画の重点事業		すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援の実施	
施策の趣旨・概要		子どもの読書活動を総合的に推進するため、第2次子ども読書活動推進計画を策定する。	
令和元年度までの 取 組 状 況		子どもの読書活動推進計画策定委員会を設置し、第 1 回開催準備を行った。市内小学校 3 年生、5 年生、中学校 2 年生を対象に読書調査を実施し、報告書を作成した。市内の子ども関連施設、市立小中学校図書館へ、子ども用資料の蔵書数などについての調査を実施した。	
令和2年度の課題		① 指導課など子ども関係部署との連携体制を確保し計画策定を進める必要がある。 ② 令和3年度予算に反映する事業は早めに検討する必要がある。	
設 定 目 標		① 令和2年度内に計画を策定する。	

	② 計画策定状況を踏まえながら、令和 3 年度予算編成を行う。
実 績	① 令和 3 年 3 月に「第 2 次武蔵野市子ども読書活動推進計画」を策定した。 ② 計画を踏まえ、「学校図書館の充実」にかかる令和 3 年度予算を編成した。
評 価	① 全 6 回の策定委員会での議論及びパブリックコメント(46 件)による意見を通じて、「読書」そのもののとらえ方を見つめなおし、3つの方針(「読書習慣を身に付け、豊かな心を培う」「多様な読書を通じて自ら学ぶ力を身に付ける」「情報を適切に読み解き、活用できる力を育む」)のもと、必要な取組みを体系化することができた。 ② 市立小中学校 3 校をモデル校として、学校図書館サポーターの配置時数拡充など読書活動や学校図書館を活用した主体的な学びの支援のための予算を編成することができた。
今後の取組の方向性	①②本計画に基づき、教育委員会での進行管理を行いながら、家庭・保護者への読書に関する働きかけ、支援や市立図書館と学校、関係機関の連携推進、読書にかかわる人材育成などの取組みを進める。

■新型コロナウイルス感染症への対応

○学校教育

令和 2 年 4 月の新学期の開始にあたっては、当初 4 月 6 日から 17 日までの期間について暫定再開を行う予定としていたが、都内の感染者数の増加等の影響を鑑み、緊急対策本部会議及び教育委員会の協議を経て、5 月 6 日までの臨時休業を決定した。その後、緊急事態宣言期間の延長に伴い、5 月 31 日までを臨時休業とした。

臨時休業にあたっては、教室等で自習することができる場を設け、保護者の就業等やむを得ない事情により自宅で過ごすことのできない小学生の居場所の確保を行った。

また、国や東京都等により、インターネットやテレビ等による家庭での学習支援の機会が多く設けられ、市においても教材の配付等に加え、動画配信等により、家庭学習の支援を行った。

緊急事態宣言解除後の 6 月 1 日から 12 日にかけては、市立小中学校の段階的な再開の期間と位置づけて分散登校を実施し、6 月 15 日から通常の登校を再開した。

学校の再開にあたっては、校内の消毒や給食の実施など、様々な懸案事項が伴ったが、シルバー人材センターへの消毒業務の委託や、(一財)武蔵野市給食・食育振興財団による配膳の支援、各種衛生消耗品の学校への配付など、学校現場の意見を踏まえつつ対応を行った。

また、約 3 か月に及んだ市立小中学校の臨時休業の影響により、授業日数が大幅に減少したことから、令和 2 年度の夏季休業期間を 14 日間短縮する決定を行った。

移動教室・修学旅行・セカンドスクール・プレセカンドスクールの宿泊事業は中止とした。

○生涯学習

不特定多数の方が利用をする図書館等生涯学習施設及び体育施設は、3月2日から休館とした。

緊急事態宣言解除後の再開にあたっては、5月29日に策定された「武蔵野市公共施設等の再開に関するガイドライン」に基づき実施した。イベントや事業等を実施する場合においても、人数制限や内容を工夫するなど、感染防止対策を徹底した。

また、多くのイベントや事業等が中止となるなか、動画などインターネットを活用した試みも多く行った。

(参考：「令和2年版 新型コロナウイルス感染症に対する武蔵野市の対応報告書」)

5 点検・評価に関する有識者からの意見

東京聖栄大学教授 有村久春

令和2年度の各事業の推進にあっては、コロナ事態の中で多くの苦労があったものと推察しています。今般のヒアリングにおいても、各担当課の皆様が日々の状況変化に向き合いながら市民の学びを援助されたものと理解するところです。この努力と工夫に更なる改善を加えながら、次代の社会変貌と子供の成長を見据えた事業展開を期待しています。

1 事業1 学校改築計画の推進

本事業は、＜美しくしかも機能性ある学び舎＞で学ぶ本市の子供たちの成長そのものを意味していると期待します。とくに一中・五中の改築事業は、約10年にもおよぶ計画であり、次代の学びのカタチを創る営みです。＜いまと未来の架け橋＞となるものです。

ラーニング・コモンズの発想を重視し、生徒個々（市民も含めて）の多様な学びのニーズに応える推進内容であってほしいと思います。単に学校単位での教育課程を実施する校舎との発想から、生徒を軸にした学びの場とその延長としての市民の生涯の学びを扶けるコンセプトの重視が求められます。その実現に向けたヴィジョンであると理解します。

その中核に位置するのが、本市が得意とする図書館機能を十分に活かすこと、そして次代の知を創出するICT環境を整備することであると考えます。15歳の生徒たちが20年後・30年後をどのように生きるのか、その未来像を多様な感性で描ける推進を期待しています。＜図書館とICT＞に学ぶ生徒の姿を具現化するのが本計画だと思います。

2 事業2～7 学校教育の推進

これらの事業推進は、いずれもコロナ事態とは逆のベクトルを必要とする教育活動です。とりわけ三密の状況を求め、そこでの対話のある深い学びが不可欠です。その意味で、これらの展開にあって担当課の努力と各学校の実践の工夫が読み取れるところです。

- 人権の学びは、子供たちの日々の生き方のベースになるものです。自他の存在を大切に、愛するところが子供個々の学びを支えます。アンケート調査やSC（スクールカウンセラー）の面談等を通して、子供理解を深め、子供の自己肯定感や他との協働の力をはぐくんでいます。
- 市民科の推進では、試行授業や研究発表等により着実な実践が見られます。ここでの学びは、子供の市民感覚の醸成や市の文化的・物的財産の享受に資するものです。その効果や実績を子供たちはもちろん市民全体が共有できることを願っています。
- 義務教育での言語学習はすべての学修活動の基礎基本です。より一層の充実を期待します。とくに英語の修得はダイバーシティの力量形成に必須の課題です。単に英語の授業充実に依拠することなく、子供個々が自信のあるコミュニケーション力を獲得するよう各学校がどのような実践を行うのか？その探究に期待します（p21；課題②）。
- 教員の研究研修は、子供の意欲ある学びと一体のものです。子供の個々の主体的な学びは、先生の専門性のある研究実践の証左といえます。この逆も真なりです。その営みに

＜子供をみる眼と先生を愛する心＞が深く関与します。この具体的な検証を期待します。各校の研究や開発校の研究発表などにそのエビデンスがあるものと思います。職層研修や年次研修・専門研修など（「令和2年度教員研修年間計画」）の成果は各教員の資質形成にとどまることなく、子供の学びそのものに反映されることがその目的であると考えます。この視点からの検討と研修態勢の見直しを願うところです。近年の教員採用試験の倍率低下と教員個々の専門的研究力の欠如を危惧しています。

また、GIGA スクール構想による ICT 活用の学び合いの実効性も急務です。「コンピュータ通信」の有益な活用を期待しています。この活用能力に関しては、教員研修というよりも子供たちの活用能力に教員自身が学ぶ必要があると思われます。

- 学校・家庭・地域の協働体制の有り様が、次代の教育観とそのシステムを形成するものと考えます。地域コーディネーターの活躍や協働通信発行の成果などに学ぶところです。「学校」と「家庭・地域」の力量バランスをどのように保つのか？その見極めこそが重要であると考えます。その均衡状態の中にあり、それをよくみて、体感しているのが各々の子供たちです。自らの成長と日々の学習の事実を子供自身が感得しそして安心して生活するところに、このシステムの存在価値があるように思います。
- 教員の働き方が時間外勤務時間（とくに 100 時間超え）との関連で課題にされています。専門職としての「先生」の場合、この対応では片付かないものが多々あるように思います。専門職の意義（やりがい）は、その時間数との連関を超えるものです。教委や校長等からは見え難いもの（数量化できない）でしょう。専門性の高い「先生」を信頼し、子供たちの学びの事実やその成長に学ぶプロセスに＜先生の働き方＞があると考えます。それゆえ、先生の専門職外の時間的・物的仕事からの解放が急務です。先生個々の＜勉強時間の保障＞と＜教育者の自覚＞が求められるところです。

3 事業8～10 多様な学びの推進

個々のニーズに呼応する教育支援の在り方は、社会の人権意識の醸成とともにその多様性を受け容れる方向にあります。p26 の目標および実績等に共感し、その着実な展開をさらに願うところです。これらを「評価」（p26）としてみると、そこにある子供個々や関係者等の学び（支援の実感）がどこにどのように表現されているのか？を相互共有する必要があると思います。今回の配置校方針の決定の周知の共有はうれしいことです。

ただ、もし支援学級や設置校の子供たちや先生たちだけの理解に留まることがあるとすれば残念なところです。「きょういく武蔵野」などの情報発信や学びの場づくりの実績がすべての教育関係者・保護者等にどのように周知され理解されているのか、そのアンケート調査等の実態も把握しておきたいところです。すべての市民が支援してこそ、本事業の意義があり、その目的の達成もかなうものと考えます。

また、SSW（スクールソーシャルワーカー）や SC（スクールカウンセラー）の有効な活用は不安や悩みのある子供たちの生き方を支える力になります。「むさしのクレスコーレ」の実践についても、不登校に向き合う生徒たちの居場所としてユニークで現実を見据えた取り組みであると思います。その成果に期待します。

さらに、食育の充実の観点から、新調理場の整備と運用が着実に推進されることをうれしく思います。子供の心身の成長と教育活動の充実は、食育と健康にその基盤があります。子供たちの学びの基本エネルギーとなる本事業の実効性のある具体化を願っています。

4 事業 11～13 スポーツの推進

本事業の中心的位置を占めると思われる東京 2020 オリパラ関連の推進が、コロナ事態にあってある意味で理不尽な予定変更等を余儀なくされたことを残念に思います。そのご苦労を察します。その対応課題を R3 年度の実施に活かすことを期待しています。

「武蔵野市のスポーツ・運動に関するアンケート調査報告書」(R3.3)の内容を興味深く拝見しました。このデータを学校教育の指導内容や市民生活にも活かし、各施策に反映していくことを願います。調査方法や分析などとても充実した内容であると理解します。

5 事業 14～15 歴史館等の運営

本事業の各内容は、市民個々が自らの文化度を実感できるものであると思います。歴史館の存在とその活動内容が多くの子供たちや市民に理解され、学び合いの場になることを願っています。「縄文土器講座」や「ドッキーをつくろう！」などでは多くの学び合いの実績があったものと思います。その活動内容の実際場面や学び体験の活かし方などをもとにした参加者の評価・意見等を具体的に知りたく思います。

また、ポストコロナに向けて SNS による広報活動や Zoom 講座など、市民のニーズを把握した取り組みをうれしく思います。市民全体が互いに協働しながら、武蔵野の文化の豊かさをさらに価値ある高いものに刺激していくことを期待しています。さらに、歴史館が有する文化財産を小・中学校での出前授業のカタチで活用していくことはいかがでしょうか。子供たちにも多くの歴史文化を体験的な学びとして提供できるものと思います。

6 事業 16～20 図書館事業の推進

本事業の実績・評価等から、図書館の力が市民の情報拠点の役割を十分に果たしていることが理解できます。コロナ事態にあって、無線 LAN 設備等が安定稼働している、図書館情報システムの利便性向上を図っている、図書館人材の育成を意図している、SNS を活用した情報発信ができているなど、市民のニーズに配慮した運営を可能にしています。

また、第2次子ども読書活動推進計画を策定し(R3.3)、読書活動を通じた豊かな心の形成や学び意欲と生きる力の育成に努めています。ただ、その際の調査において中学生の不読率が21.2%であり、全国や都のデータよりも高いことが気になります。多様な要因が想定されるところです(各家庭の多様化した教育観、中学の進学問題や習い事・塾通いの課題など)。地域・保護者等への啓発活動とともに、小中学校での図書館利用学習の実践を積極的に行うことが大切です。その状況把握にも努めていただければ幸いです。

1. 総括的意見

武蔵野市は、地域コミュニティを基盤とした住民自治の理念を有し、学校教育や生涯学習においても市民参画を前提とした取り組みが多く見られる。

社会を担う将来の構成員に既存の文化や伝統を伝える機能が教育の本質であるならば、武蔵野市が市民性の育成という基本方針を学校教育の中核に位置付ける意義は大きい。特に学校教育において、武蔵野市では、「自立」、「協働」、「社会参画」のための資質・能力を育むとされる「武蔵野市民科」を独自に設定するなど、市の基本理念を市民に継承させる特徴的カリキュラムを有する。このカリキュラムは市の理念を正しく具現化するものとして内容の充実が図られるべきであり、子ども、保護者、そして市民や関係者全員がその内容や意義を認識すべきものである。その上で、武蔵野市の地域資源を「社会に開かれた教育課程」の一環として活用することや、市民性の育成の名の下に学校・家庭・地域の連携・協働が一層推進されることが望ましい姿であろう。

2. 個別事業への意見

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

次世代の学校教育では「個別最適化」が求められるとされ、それぞれの子どもの特性に応じたテーラーメイド教育が一層志向されるようになるであろう。

複雑な社会状況やさまざまな事情により、学校での生活や集団活動に対し、心理的負担を抱える児童・生徒が一定数いることも事実である。このような児童・生徒に対し、適切な居場所の提供や措置を取ることは教育的配慮として今後、益々必要となっていくと推察される。そのため、武蔵野市教育委員会が、チャレンジルームや「むさしのクレスコーレ」といった学校以外の居場所を設定し、提供することに自然体で着手していることは高く評価される。

学校生活に対する個別最適化のオプションは多様にあるのが望ましい。武蔵野市では、スクールソーシャルワーカーなどの福祉専門職が全中学校区に配置され相談体制が整備されている。子どもの特性に沿った適切な学習環境の提供や支援の検討に、スクールソーシャルワーカーの役割は大きく、今後は、個々の子どもの情緒面に配慮し、居心地の良い学習環境を個別に提供するため、多様な学習環境を広く学校教育として捉える柔軟な姿勢が求められていくとも思われる。今後も適切な対応を可能とする相談体制の充実が期待される場所である。

(2) 長期宿泊体験活動の教育的意義

学校行事や体験活動は、楽しく、懐かしい思い出となることが多く、人生の基盤として人生に彩りを添えるものである。コロナ禍にあって、このような機会は大幅に制限されざるを得ず、長期宿泊体験活動である「プレセカンドスクール」「セカンドスクール」が実施されなかったことも非常に残念なことではある。しかし、このような状況は、あらためてこの活動の意義を検討する良い機会でもあったと思われる。

長期宿泊体験活動は、2015年にグッドデザイン賞を受賞し、多くの教育関係者の注目を引

いたことからわかるように、武蔵野市教育委員会が誇るべき素晴らしい教育活動である。自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在する機会を、児童・生徒に等しく提供する活動は、教育的意義として座学に勝るものがある。「同じ窯の飯を食べる」との言葉があるが、長期間一緒に過ごす子どもたちにとって、仲間意識や思い出を共有できることは、人生の中で得難い経験である。このような経験の持つ効果は、すぐさま出るものではなく、人生の長期的スパンの中で表れてくるものであろう。それゆえ、昨年度この事業や多くの学校行事が中止となる中で、経験ができなかった児童・生徒に対しては、これらの体験等を補う取り組みが十分に検討されることを期待したい。

（３）図書館や武蔵野ふるさと歴史館の活動の興隆

「第２次武蔵野市子ども読書活動推進計画」が策定され、武蔵野市の子どもの読書活動は一層推進されることと思われる。特に、市立小中学校の学校図書館で市立図書館の本を借りられる貸出システム構築に向けて研究が着手されることは喜ばしいことである。住む地域によっては、子どもが一人で市内の図書館に行くことができない場合も多い。図書館の利用が保護者の引率によるものであれば、子どもの図書館利用や図書館を活用した読書活動は保護者の図書館に対する意識や行動に大きく依存することになる。学校図書館で市立図書館からの貸出システムが利用できるようになれば、このような格差を是正し、子どもが学校で等しく市立図書館とつながり本を借りることが可能になる。また、市立図書館とつながることは、検索作業や調べ学習などが円滑になり、学力向上や子どもの知的好奇心の喚起にも大きな意義があると思われる。加えて、このことは、将来の市立図書館ユーザー、そして生涯にわたって学習できる者の育成も意味する。

その他の社会教育施設としては、武蔵野ふるさと歴史館が特筆に値する。武蔵野ふるさと歴史館では、学術的に意義のあるさまざまな活動がなされている。武蔵野市に歴史に関わる学術的知見を蓄積する施設があることは、武蔵野市市民の民度を高めるために有益である。その内容を広く市民に知らせ、子どもから大人まで武蔵野市への愛着や帰属意識を醸成するための資源として活用することが望ましい。歴史に軸足を置くことは、市民性を高める教育の根底に存在する。

以上、武蔵野市教育部の重点事業については、地道に、また特色ある活動が種々行われていることを確認した。その中には、誇れるような先駆的な活動もあることから、優れた教育活動の実践との認識を関係者内外で共有し、社会に対し広くその活動を伝えていって欲しいと思う。

明星大学教育学部教育学科特任教授 樋口豊隆

1 総評

このコロナ禍においても、教育先進市武蔵野にふさわしく教育委員会が先を見つめ積極的に施策を展開していることに感銘を受けた。様々な取組を具体的に行っていることは大変評価するところである。また、武蔵野市教育委員会の基本方針１には「子どもたちが自らの力

の向上に向けて努力し、力を最大限発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進する」
「自分と同じように他者を大切にするよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努める」があるが、各課の各事業が個別バラバラに展開しているのではなく、この基本方針1をしっかりと基盤としてつながっていると感じる。

2 各課について

（教育企画課）

事業1についてであるが、学校改築の趣旨はたいへん良いと考える。

令和の日本型学校教育 2021 年 1 月 26 日中教審答申、東京都教育施策大綱 2021 年 3 月 30 日などが次々に出され、これからの学校教育の在り方が示されているところであるが、シンプルな原点は「学校とは学力を身に付ける場であり、社会性を身に付ける場」にある、どのように時代が変化しても変わらない学校の「普遍的な使命」をしっかりと土台に据えていただきたいと考える。特にコロナ禍で改めて認識されるのは、子どもたちの社会性を身に付ける場として学校の機能である。子どもたちが自由に話し合える場、リラックスできる空間、障がいのあるなしに関わらず交流・協働のできる学校という子ども主体のコンセプトを教育企画課が大事にしていると感じた。

（指導課）

事業2、3、4に示されているように、指導課が人権を尊重する教育に重点を置き、施策を展開していることは大変評価できる。事業2評価②にあるように「長期宿泊体験活動を児童生徒一人一人が自信をもち、自己肯定感を高められるように活躍できる場として見直す」と自己肯定感の向上を視点にしていることは特記すべきことと考える。子どもの自尊感情の低さは国際比較などでもよく指摘されるところではあるが、例えば東京都教職員研修センターの研究では、子どもの自尊感情を構成する要素のなかで「人との関わり合い」の観点での自尊感情は高く、「他者貢献」で感じられる「自分の価値」が「自分の良さ」への自覚、そして自信や勇気につながるのが我が国の子どもの自尊感情である。長期宿泊体験活動のみならず、日常の学校の児童会生徒会活動や地域清掃などの奉仕活動、ボランティア活動、職場体験など、学校の活動の様々な「人との関わり合い、感謝される体験」を自尊感情の向上の視点で展開していただくとともに、この視点をもつことが事業3「武蔵野市民科」をさらに輝かせる教科になると考える。なぜならば、「武蔵野市民科」の学びは子どもたちの自尊感情を高めることに必ず資するからである。事業4も「人とのコミュニケーション能力の向上は人権教育である」という視点で捉えていただきたい。事業7については、事業6にも関連させ、さらには中学生では生徒会役員などにも考えさせる機会をもち、「働き方を改革するとはどういうことか」。教員の過重な労働が指摘され、それを軽減するだけでなく、それが一層よりよい学校になっていくことを理解させ、自分たちには何ができるか考えていただくことも必要

と考える。このコロナ禍での学校のプラスマイナスをぜひ検討していただきたい。

（教育支援課）

事業8においては、「障がいのあるなしに関わらず」というインクルーシブ教育の理念が武蔵野市においては、例えば「交流共同学習支援員」という制度をもつなど手立てのある具体で進められていることが理解できた。「特別支援教育」から「支援教育」の流れのなかで、教育支援課の施策・考え方が教育企画課の学校改築や指導課と連携していることも大いに評価できる。事業9では、チャレンジルームだけでなく、むさしのクレスコーレを開設するなど、選択できる子どもたちの「居場所」を増やし、積極的行動的な支援を行っていることも評価できる。「不登校」は「学校不登校」なのであり、そういう子どもたちが存在するのはマイナスのことではなく、学校という社会とつながれなくとも、自分がつながれる社会（居場所）があることが大切であり、いたずらに学校復帰を目指さない、不登校ゼロを目標に掲げない、一人ひとりの子どもの生き方を尊重する教育支援課・教育委員会の考え方は先進的であり素晴らしいと感じる。

（生涯学習スポーツ課）

多くの事業が中止になる中で動画配信をされた試みはたいへんよいと思う。ある学校で昨年動画配信をしたら、ダンスの視聴がとても高かった事例もある。ぜひ、どのような年齢層でどのような種目の視聴がよかったのか、その成果も上げていただきたい。

（図書館）

コロナ禍で様々な活動が制限され、密にならない、静かにできることとして、児童会図書委員会の子どもたちが中心になって学校図書週間・図書紹介・図書コンテストなど企画実施した学校の事例がある。その意味においても「第2次子ども読書活動推進計画」は従前よりも重要と考える。ぜひ、積極的な学校・子どもたちを主体にした交流をお願いし、子どもたちの自尊感情・自己肯定感の向上につなげていただきたい。

6 資料

(1) 教育委員会名簿

令和2年4月1日～令和3年3月31日

役職名	氏 名	就任年月日	備考
教 育 長	たけ うち みち のり 竹 内 道 則	平成 30 年 4 月 1 日	
教 育 長 職務代理者	やま もと 山 本 ふみこ	平成 24 年 11 月 1 日	10月31日任期満了により教育委員を退任
	わた なべ いち え 渡 邊 一 衛	平成 27 年 4 月 1 日	11月1日から教育長職務代理者就任
委 員	し みづ けん いち 清 水 健 一	平成 30 年 4 月 1 日	
委 員	い ぐち だい や 井 口 大 也	令和 2 年 4 月 1 日	
委 員	たか はし やまと 高 橋 和	令和 2 年 11 月 1 日	

(2) 令和2年度教育委員会定例会及び臨時会における審議内容

会 議 別	開催 月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
令和2年 第2回臨時会	R2.4.2		協議事項 (1)市立小・中学校の再開について	
第3回臨時会	R2.4.4		協議事項 (1)市立小・中学校の臨時休業について	
第4回定例会	R2.4.8	10	第二期武蔵野市生涯学習計画について 協議事項 (1)令和2年度教育委員会各課の主要事業について 報告事項 (1)令和2年度武蔵野市教育委員会職員の人事異動にかかる専決処分について (2)令和2年度武蔵野市教育委員会教職員の人事異動にかかる専決処分について (3)武蔵野市社会教育委員の委嘱に係る専決処分について (4)武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱にかかる専決処分について (5)武蔵野市障害者雇用促進等推進計画の制定にかかる専決処分について (6)社会教育委員の会議「協議報告書（平成30～令和元年度）」について (7)武蔵野市生涯学習事業費補助金交付要綱の一部改正について (8)武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金交付要綱の一部改正について (9)武蔵野市生涯学習事業費補助金及び武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金の募集について	可決
第4回臨時会	R2.5.6		協議事項 (1)市立小・中学校の臨時休業について 報告事項 (1)武蔵野市立学校改築懇談会の設置について	
第5回定例会	R2.5.8		休会	
第6回定例会	R2.6.2	11 12 13	武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 武蔵野市立図書館処務規程の一部を改正する訓令 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	可決 可決 可決

会 議 別	開催 月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
			報告事項 (1)武蔵野市社会教育委員の委嘱の専決処分について (2)教育部主要事業業務状況報告について (3)令和2年度武蔵野市一般会計補正予算について (4)武蔵野市立中学校部活動指導員配置要綱の一部改正について (5)武蔵野市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部改正について (6)武蔵野市通級判定委員会設置要綱の一部改正について (7)武蔵野市特別支援教育推進委員会運営要綱の一部改正について (8)武蔵野市特別支援学級設置校連絡協議会運営要綱の一部改正について (9)武蔵野市病弱学級(いとすぎ学級)運営要綱の一部改正について (10)小中学校配管調査等について (11)市立小・中学校の再開及び分散登校の実施について (12)市立小・中学校臨時休業中のICTを活用した家庭学習の支援について (13)セカンドスクール・プレセカンドスクール及び連合行事の中止について (14)令和3年度使用中学校教科用図書採択について (15)令和2年度武蔵野市立学校児童・生徒数及び学級数(確定値)について (16)不登校生徒に対する教育支援事業「むさしのクレスコーレ」について	
第7回定例会	R2.7.1		協議事項 (1)令和2年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和元年度分)について(重点事業の点検・評価部分) (2)教科書採択に係る教育委員会の運営について 報告事項 (1)企画展「武蔵野の地名(仮)」について	
第8回定例会	R2.8.5	14	令和2年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和元年度分)について 協議事項 (1)武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方について 報告事項 (1)令和2年第3回市議会臨時会提出補正予算について (2)中学校修学旅行及び小学校移動教室の中止について	可決
第5回臨時会	R2.8.6		協議事項 令和3年度使用中学校教科用図書採択について	
第6回臨時会	R2.8.20	15	令和3年度使用中学校教科用図書採択について 協議事項 令和3年度使用中学校教科用図書採択について	可決
第9回定例会	R2.9.7	16	武蔵野市立中学校特別支援学級の配置方針について 報告事項 (1)教育部主要事業業務状況報告について(6～8月分) (2)令和2年第3回市議会定例会提出議案(補正予算)について (3)令和2年第3回市議会定例会提出議案(武蔵野市新学校給食桜堤調理場(仮称)配送用コンテナ等の買入れ)について (4)武蔵野地域五大学共同講演会2020について	可決
第10回定例会	R2.10.7	17	武蔵野市文化財保護委員の選任について 協議事項 (1)武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の指名について 報告事項 (1)武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2)「第四次子どもプラン武蔵野」重点的取組の実施状況について(教育委員会部分) (3)令和2年第3回市議会定例会提出議案(学習用コンピュータ等の買入れ)について (4)指導課が所管する行事等について (5)企画展「軍事郵便が語る日露戦争期の武蔵野」について (6)令和3年度予算要求について (7)武蔵野市スポーツ推進委員の解嘱にかかる専決処分について	可決
第11回定例会	R2.11.4	18	武蔵野市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令	可決

会 議 別	開催 月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
			報告事項 (1)武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2)武蔵野市立第一中学校改築基本計画素案及び武蔵野市立第五中学校改築基本計画素案について (3)学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について (4)武蔵野市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業・兼職に関する要綱について (5)武蔵野市立図書館における市民予約優先受付の開始について (6)新学校給食桜堤調理場（仮称）建設事業の進捗状況について	
第12回定例会	R2.12.1		報告事項 (1)教育部主要事業業務状況報告（9～11月）について (2)令和2年第4回市議会提出補正予算について (3)指導課が所管する行事等の取扱いについて (4)長期宿泊体験活動検討委員会報告書中間のまとめについて (5)武蔵野市トラックレース2021（仮称）の開催について (6)第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画中間のまとめについて	
令和3年第1回定例会	R3.1.6	1 2	武蔵野市立第一中学校改築基本計画及び武蔵野市立第五中学校改築基本計画について 武蔵野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 協議事項 (1)令和3年度武蔵野市教育委員会教育目標及び武蔵野市教育委員会の基本方針（案）について 報告事項 (1)令和3年度予算要求について (2)武蔵野市スポーツ推進委員の委嘱の専決処分について (3)武蔵野ふるさと歴史館企画展「学校連携展示」について (4)武蔵野市立図書館電子書籍の利用に関する要綱の制定について (5)武蔵野市立中央図書館の今後の運営体制に関する基本方針について	可決 可決
第2回定例会	R3.2.8	3 4	武蔵野市教育委員会教育目標及び令和3年度武蔵野市教育委員会の基本方針について 武蔵野市立小・中学校管理職の人事について 報告事項 (1)武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会の設置について (2)武蔵野市中学校給食実施要綱の一部改正について (3)令和2年度第5回武蔵野市子ども図書館文芸賞について	可決 可決
第3回定例会	R3.3.4	5 6	武蔵野市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画(案)について 協議事項 (1)武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の指名について 報告事項 (1)教育部業務状況報告について(12～2月) (2)令和3年第1回市議会提出補正予算(案)について (3)令和3年度教育費予算（案）について (4)令和2年度教育委員会児童生徒表彰受賞者について (5)第二小学校他7小中学校配管劣化度調査結果について (6)武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会報告書について (7)武蔵野市のスポーツ・運動に関するアンケート調査報告書（速報版）について (8)（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団の合併にかかる準備作業の進捗状況について（報告） (9)武蔵野市立図書館蔵書方針について	可決 可決

令和３年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和２年度分)

発行年月	令和３年８月
発 行	武蔵野市教育委員会 武蔵野市緑町２丁目２番２８号
編 集	武蔵野市教育委員会教育企画課 電話（０４２２）６０－１８９４（直通）